

東京都水道歴史館

- 江戸時代の人々と上水の関わり、近代水道の歩み、現代の水道の姿を楽しみながら勉強できます。

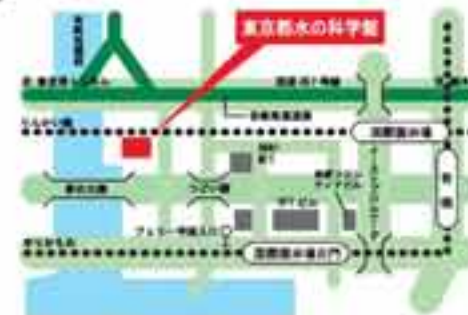
所在地 東京都文京区本郷2-7-1
電話 (03) 5802-9040
開館時間 午前9時30分～午後4時30分
休館日 年末年始(12月28日～1月4日)
入館料 無料
交通機関 JR線/御茶ノ水駅、水道橋駅
丸ノ内線/御茶ノ水駅、本郷三丁目駅
千代田線/新御茶ノ水駅
都営三田線/水道橋駅
都営大江戸線/本郷三丁目駅
下車徒歩約8分



東京都水の科学館

- 水の実験やデモンストレーション中心の体験型ミュージアムです。生活と水・水道との関わり、水の知られざる姿を実感することができます。

所在地 東京都江東区有明2-4-1
電話 (03) 3528-2366
開館時間 午前9時30分～午後5時
休館日 月曜日(休日のときは、その翌日)
年末年始(12月28日～1月4日)
入館料 無料
交通機関 ゆりかもめ/国際展示場正門駅
りんかい線/国際展示場駅
下車徒歩約8分



奥多摩 水と緑のふれあい館

- 水と緑と奥多摩を再発見し、人と自然について考え、都市と水源地との交流を図る場所です。

所在地 東京都西多摩郡奥多摩町5番地
電話 (0428) 86-2731
開館時間 午前9時30分～午後5時
休館日 水曜日(休日のときは、その翌日)
年末年始(12月28日～1月4日)
入館料 無料
交通機関 JR線/奥多摩駅から西東京バス
小川内方面行「奥多摩湖」バス停
下車すぐ



水道局ホームページ <http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/>
きょうの水源ダイヤル(貯水量情報) 電話 (03) 5320-6410

ペットボトル「東京水」

水道水のおいしさを手軽に実感していただくため、高度浄水処理水を詰めたペットボトル「東京水」を作成し、イベント等で配布するほか、都庁内売店や都関連施設等で販売しています。



平成18年度
規格表第3類
登録第124号
R100

東京都水道経営プラン2007

次世代に向けた新たなステージの展開

東京水道経営プラン 2007

～ 次世代に向けた新たなステージの展開 ～

- ① 将来にわたる安全でおいしい水の安定的な供給
- ② ニーズに応じたお客さまサービスの積極的な展開
- ③ 効率的で責任ある運営体制の構築など経営基盤の強化
- ④ 給水安定性の向上と経営の効率化に向けた広域化の推進
- ⑤ 次世代を見据えた幅広い施策の推進

平成19年3月

東京都水道局

平成19年3月

東京都水道局

「東京水道経営プラン2007」の策定にあたって

東京都水道局では、この度、平成19年度から平成21年度までを計画期間とする「東京水道経営プラン2007」を策定いたしました。

本計画は、目標管理と成果重視の視点に立ち、都民への説明責任を果たしていくため、東京都水道事業経営問題研究会における幅広い観点からのご意見などを踏まえ、3年間に取り組んでいく施策の事業計画と財政計画を明らかにしたものです。

都の水道事業は、明治31年に近代水道として通水を開始して以来、最も重要な都市基盤施設の一つとして、都民生活と首都東京の都市活動を支えてきました。

しかしながら、都の水源は、湯水に対する安全度が低いなどの課題を抱えていること、現在の施設の中には、老朽化による機能低下やバックアップ機能が不足するものがあることなど、施設水準のさらなる向上が必要です。

また、国の中央防災会議で首都直下地震の切迫性が指摘されるなど、震災対策の重要性が増してきています。

さらに、「蛇口離れ」が進行するなど、水道水に対してより一層の安全、安心が求められているほか、都民ニーズの多様化・高度化を背景に、お客さまにとって利用しやすいサービスの提供など、様々な取組が必要になっています。

地球規模で深刻化する環境問題などに対しても、公営企業としての社会的責任を果たしていくことが求められています。

こうした中で、東京水道が首都東京を支えるライフラインとして、その使命を全うしていくために、次世代を見据えて、ハード・ソフト両面にわたり、より信頼性の高い水道システムを構築していくとともに、質の高い水道サービスを展開していきます。また、蛇口から直接水を飲むという日本の水道文化を次世代へと引き継いでいきます。さらに、近隣事業体との連携を深めていくとともに、世界に誇る東京の水道技術を国内外へと発信していきます。

また、今後も、民間に委ねられる業務は可能な限り民間事業者に委託していくとともに、基幹的業務について、水道局と監理団体が一体的な事業運営体制を構築するなど、強固な経営基盤を確立していきます。こうしたことで、公共性と効率性を両立させながら、将来にわたり、責任をもって安全でおいしい水を安定的に供給していきます。

東京都水道局では、これまで培ってきた歴史と伝統を引き継ぎ、「次世代に向けた新たなステージの展開」に、全力で取り組んでいきます。

目次

C O N T E N T S

概 要

「東京水道経営プラン2007」の概要

経営方針・施策体系	2
1 将来にわたる安全でおいしい水の安定的な供給	4
2 ニーズに応じたお客さまサービスの積極的な展開	6
3 効率的で責任ある運営体制の構築など経営基盤の強化	7
4 給水安定性の向上と経営の効率化に向けた広域化の推進	8
5 次世代を見据えた幅広い施策の推進	8
〈財政収支計画・経営努力・施設整備主要事業計画〉	9

本 編

I 水道事業の現状と課題

1 安全でおいしい水の安定的な供給	12
2 多様化・高度化するお客さまニーズへの対応	16
3 経営基盤の強化	18
4 広域的な事業運営	19
5 将来を見据えた幅広い視点	21

II 主要施策

1 将来にわたる安全でおいしい水の安定的な供給	
(1) 安定給水	23
(2) 安全でおいしい水の供給	30
(3) 蛇口回帰に向けた取組	33
2 ニーズに応じたお客さまサービスの積極的な展開	
(1) お客さまの利便性の向上	37
(2) お客さまとの相互理解の推進	38
(3) 水道施設のイメージアップ	39
3 効率的で責任ある運営体制の構築など経営基盤の強化	
(1) 水道局及び監理団体による一体的事業運営体制の構築	40
(2) 多様な経営管理手法の活用	41
(3) 資産の有効活用等	43

4 給水安定性の向上と経営の効率化に向けた広域化の推進	
(1) 多摩地区水道の広域的経営	44
(2) 近隣事業体との連携	44
5 次世代を見据えた幅広い施策の推進	
(1) 水道文化の継承	45
(2) 地球環境の重視	45
(3) 国内外の水道界への貢献	47

Ⅲ 財政・事業運営体制

1 財政収支計画	48
2 不断の経営努力	49
3 事業運営体制	
(1) 事業運営体制の基本的方向性	50
(2) 一体的事業運営体制の構築に向けた取組	51

Ⅳ 目標管理

1 経営に関する指標	52
2 施設整備に関する指標	53
参考 主要都市の水道事業	54

資料編

1 施設整備主要事業計画	56
2 財政収支見積	58
3 水道事業ガイドライン 業務指標一覧	59

参考資料

1 東京都水道局の事業概要	66
2 東京都水道局所管東京都監理団体の概要	68
〈東京の水道水源と浄水場別給水区域〉	70

概 要



「東京水道経営プラン2007」(平成19～21年度)

～次世代に向けた新たなステージの展開～

経営方針

東京水道は、都民生活と首都東京の都市活動を支えるライフラインとして、効率経営
また、将来を見据えた取組を進めるとともに、東京水道の伝統を次世代に引き継いで

施策の体系

将来にわたる安全でおいしい水の
安定的な供給

ニーズに応じた
お客さまサービスの積極的な展開

効率的で責任ある運営体制の
構築など経営基盤の強化

給水安定性の向上と経営の効率化
に向けた広域化の推進

次世代を見据えた
幅広い施策の推進

に努めながら、一層確かな安心・安定を実感できる水道サービスを提供していきます。

(主な施策)

安定給水

安定した水源の確保、危機管理対策の一層の推進、大規模水道施設の更新に備えた取組

安全でおいしい水の供給

高度浄水処理の着実な導入、水質管理の徹底

蛇口回帰に向けた取組

貯水槽水道の適正管理及び直結給水化の普及・促進、公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業、水道キャラバン

お客さまの利便性の向上

お支払い方法の多様化（クレジットカード支払いの導入）

お客さまとの相互理解の推進

広聴機能の充実、地域に密着した取組の推進

水道施設のイメージアップ

施設の開放促進、給水拠点の周知等

水道局及び監理団体による一体的事業運営体制の構築

一体的事業運営体制の構築、監理団体に対する指導監督の強化等

多様な経営管理手法の活用

業務指標を活用した目標管理、外部の専門的意見の反映、指定管理者制度（代行制）の導入、技術の継承

資産の有効活用等

柔軟かつ効果的な資産の利活用の推進

多摩地区水道の広域的経営

事務委託の着実な解消

近隣事業体との連携

都県域を越えた水の相互融通体制の強化、共同防災訓練の実施

水道文化の継承

公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業（再掲）、水道キャラバン（再掲）

地球環境の重視

多様な主体との連携による森づくり、環境施策の推進

国内外の水道界への貢献

水道局の技術・ノウハウの国内外に向けた発信

1 将来にわたる安全でおいしい水の安定的な供給

(1) 安定給水

① 安定した水源の確保

引き続き安定した水源の確保に努めます。



▲滝沢ダム

② 危機管理対策の一層の推進

● 原水連絡管の二重化

震災時や事故時でもバックアップできるよう、原水連絡管の二重化を図ります。

● 浄水場の耐震強化等

浄水場の耐震強化及び自家用発電設備の整備を進めます。

● 送配水管ネットワークの強化

効率的な水運用や非常時におけるバックアップ機能の強化を図ります。

● 経年管・初期ダクティル管の取替

耐震性の低い水道管の取替を着実に推進します。



▲経年管の取替

● 三次救急医療機関・首都中枢機関等への供給ルート の耐震強化

重要施設への供給ルートの耐震化に優先して取り組みます。

● 給水所等の新設・拡充

地域給水の拠点となる給水所等の整備を進めます。

● 大口径給水管の耐震強化

管路全体の耐震性を向上させるため、大口径給水管の耐震強化を推進します。

③ 大規模水道施設の更新に備えた取組

● アセットマネジメント手法の導入

適切な維持管理による施設の延命化を図るとともに、計画的な更新を実施し、更新時期の平準化と費用の最小化を図ります。

● 大規模浄水場更新積立金の創設

浄水場の集中更新に備え、代替施設の整備に向けた所要額の積立を行います。

(2) 安全でおいしい水の供給

① 高度浄水処理の着実な導入

利根川水系の全浄水場に高度浄水処理を順次導入していきます。

② 水質管理の徹底

● 残留塩素の低減化

カルキ臭の原因の一つとなる残留塩素の低減化に向けた総合的な施策を推進します。

● 水安全計画に基づく水質管理

新たな管理手法を導入し、水質管理をより一層徹底します。



▲高度浄水施設（オゾン接触池）

(3) 蛇口回帰に向けた取組

蛇口回帰に向けた「安全でおいしい水プロジェクト」の推進

より多くのお客さまに蛇口から直接水を飲んでいただくことをめざして、「安全でおいしい水プロジェクト」を一層効果的に推進していきます。

① 貯水槽水道の適正管理及び直結給水化の普及・促進

貯水槽水道の点検調査や直結給水方式への切替に関するアドバイス等を行います。

② 公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業

公立小学校400校を対象として、水飲栓の直結給水化モデル事業を推進します。

③ 水道キャラバン

次世代を担う小学生の水道に対する理解を深めるため、キャラバン隊による訪問授業を実施します。



▲水道キャラバン隊の授業風景

主な効果

- ・ 渇水時や震災時等における給水安定性が向上します。
- ・ 蛇口から出る水道水のおいしさを実感できるようになります。

2 ニーズに応じたお客さまサービスの積極的な展開

(1) お客さまの利便性の向上

料金のお支払い方法にクレジットカード支払いを導入します。



(2) お客さまとの相互理解の推進

① 広聴機能の充実

広聴機能を充実し、お客さまの声を局事業に一層反映させていきます。

② 地域に密着した取組の推進

「地域水道ニュース」の発行などをはじめ、地域に密着した様々な取組を推進します。



▲「地域水道ニュース」の例

(3) 水道施設のイメージアップ

施設の開放、構内の緑化など水道施設のイメージアップに努めるとともに、浄水場や給水所等が震災時の給水拠点となることをお伝えするため、案内標識をよりわかりやすいものにしていきます。



▲施設見学会の様子(朝霞浄水場)

主な効果

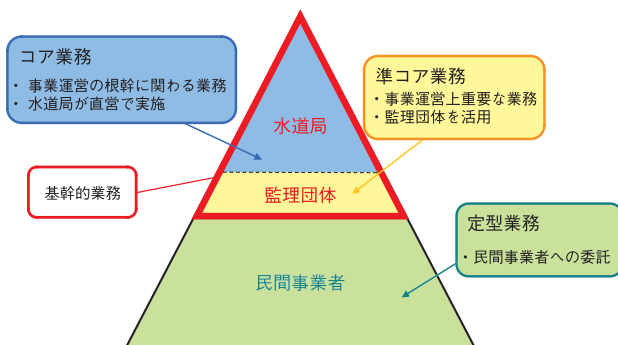
- お支払い方法が多様化することにより、お客さまの利便性が向上します。
- 水道事業への理解を一層深めていただくとともに、水道をより身近に感じていただけます。

3 効率的で責任ある運営体制の構築など経営基盤の強化

(1) 水道局及び監理団体による一体的事業運営体制の構築

民間に委ねられる業務は可能な限り民間事業者へ委託していくとともに、水道局と水道局が所管する東京都監理団体が新たな一体的事業運営体制を構築していきます。

一体的事業運営体制（イメージ）



(2) 多様な経営管理手法の活用

① 業務指標を活用した目標管理

水道事業ガイドラインなどを活用し、目標管理を徹底するとともに、その達成状況を公表していきます。

② 外部の専門的意見の反映

外部委員会を活用して、より専門的な意見を求め経営に反映させていきます。

③ 指定管理者制度（代行制）の導入

PR施設の運営について指定管理者制度（代行制）を導入します。

④ 技術の継承

水道局版ナレッジマネジメントシステムの構築やマイスターの認定制度の導入などにより、技術の継承を進めます。



▲東京都水の科学館

(3) 資産の有効活用等

土地・建物の情報を一元的に管理する資産バンクシステムを活用し、資産の価値を最大限発揮させる利活用を推進します。

主な効果

- ・ 公共性と効率性を両立させた責任ある経営が可能となります。
- ・ 外部の専門的意見を経営に反映させることができ、公共性の発揮や一層の経営効率化を図ることができます。
- ・ よりわかりやすく魅力的な展示内容とするなど、PR施設の更なる充実を図ることができるとともに、一層効率的な管理運営が可能となります。

4

給水安定性の向上と経営の効率化に向けた広域化の推進

(1) 多摩地区水道の広域的経営

各市町への事務委託を着実に解消し、市町域にとらわれない広域的経営を行います。

(2) 近隣事業体との連携

都県域を越えた水の相互融通を行う体制を強化するとともに、共同の防災訓練を実施するなど、近隣事業体との連携を深めます。

主な効果

- ・多摩地区におけるお客さまサービスや給水安定性が一層向上するとともに、事業運営の更なる効率化を図ることができます。
- ・震災時や大規模な水源水質事故時等において迅速な対応が可能となります。

5

次世代を見据えた幅広い施策の推進

(1) 水道文化の継承

蛇口から直接水を飲むという日本が誇る水道文化を次世代に継承するための取組を進めます。

- ① 公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業（再掲）
- ② 水道キャラバン（再掲）

(2) 地球環境の重視

① 多様な主体との連携による森づくり

多摩川水源森林隊の着実な運営とともに、ボランティアやNPO等との連携・協働を一層推進していきます。

② 環境施策の推進

「東京都水道局環境計画」に基づき、実効性のある環境施策を実施します。



▲水道水源林

(3) 国内外の水道界への貢献

世界有数の水道事業体として、技術・ノウハウを積極的に国内外へ発信します。

主な効果

- ・次世代を担う小学生が水道に対する理解を深めるとともに、水道文化を感じとることができます。
- ・環境負荷の低減を図ることができます。
- ・水道技術・ノウハウの発信により、幅広く水道界へ貢献することができます。

財政収支計画・経営努力・施設整備主要事業計画

必要な事業を行ったうえで、3年間で220億円の経営努力を行い、現行の料金水準を維持します。

● 財政収支計画

(単位：百万円)

年 度	収 入						支 出					収 支 過不足額	累積収支 過不足額 (18年度末 見込 1,532)
	料 金	起 債	国 庫 補助金	一般会計 繰入金	そ の 他	計	営業費用	支払利息	元 金 償 還 金	建 設 改 良 費	計		
19	320,307	22,584	6,662	4,633	40,309	394,495	210,438	17,425	66,282 (△ 3,900)	99,918 (5,000)	394,063	432	1,964
20	321,327	12,644	6,560	4,797	40,187	385,515	216,726	16,072	53,353	100,856 (5,000)	387,007	△ 1,492	472
21	323,078	12,154	5,171	4,888	42,854	388,145	218,502	14,903	54,507	100,705 (5,000)	388,617	△ 472	0
計	964,712	47,382	18,393	14,318	123,350	1,168,155	645,666	48,400	174,142 (△ 3,900)	301,479 (15,000)	1,169,687	△ 1,532	

注1 起債及び元金償還金は、借換分を除いたものである。

2 元金償還金は、民間債の満期一括償還制度導入に伴う平準化をした後の額である（カッコ内は内書き）。

3 建設改良費は、大規模浄水場更新積立金を含めた額である（カッコ内は内書き）。

● 経営努力

(単位：百万円)

事 項	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	計
事業運営体制の抜本的な見直し (職員定数の削減)	2,602 (250人)	3,817 (150人)	6,280 (250人)	12,699 (650人)
既定経費の節減	981	1,428	1,947	4,356
資産の有効活用等	1,971	479	2,495	4,945
計	5,554	5,724	10,722	22,000

● 施設整備主要事業計画

(単位：百万円)

事 業 名		事 業 費	年度別計画額		
			19年度	20年度	21年度
水 源 及 び 浄 水 施 設 整 備 事 業		96,000	32,000	32,000	32,000
送 配 水 施 設 整 備 事 業		157,000	52,000	52,000	53,000
給 水 設 備 整 備 事 業		17,000	6,000	6,000	5,000
計		270,000	90,000	90,000	90,000
財 源	企 業 債	47,382	22,584	12,644	12,154
	国 庫 補 助 金	18,393	6,662	6,560	5,171
	一 般 会 計 繰 入 金	6,902	2,234	2,334	2,334
	そ の 他	197,323	58,520	68,462	70,341

本 編



I 水道事業の現状と課題

1 安全でおいしい水の安定的な供給

(1) 安定給水

東京は、1,200万人都民が生活の場としており、我が国における政治経済の中心であり、安定給水に支障が生じた場合、都民生活はもとより、国内外の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことになりかねません。

このため、水道局では、その信頼性を高めるための様々な施策に取り組んできました。しかし、将来にわたり安全でおいしい水を安定的に供給していくためには、安定した水源の確保や危機管理対策、大規模施設の計画的な更新など、より一層の安定給水に向けた取組が必要です。

① 安定した水源の確保

現在、都は、日量623万立方メートル（東京ドーム約5杯分）の水道水源を保有しています。しかし、この中には、十分な取水が困難となっているものなど課題を抱える水源が含まれています。

また、都の水源の約8割を占める利根川水系は、利水安全度※を1/5として水資源開発が進められており、全国の主要水系に比べて渇水に対する安全度が低い計画となっています。

加えて、国土交通省では、利根川水系は、近年の降雨の状況を踏まえると、安定的に供給できる水量が計画より約2割低下しているとしており、安全度が更に低い状況にあります。

このため、平常時はもとより、渇水時にも対応できる水源の確保が不可欠です。

主要な水系の計画利水安全度

水 系	計画利水安全度
利根川・荒川水系	1/5
木曽川水系	1/10
淀川水系	1/10
筑後川水系	1/10
吉野川水系	1/5



▲矢木沢ダム（左：満水時、右：平成6年の渇水時）▲

（写真提供：独立行政法人水資源機構）

※ 利水安全度

河川水を利用する場合の渇水に対する安全性を示す指標であり、何年に1回程度で発生する規模の渇水に対してまで、安定的に取水可能かを意味するもの

（例）利水安全度 1/5：5年に1回程度発生する規模の渇水に対応

② 震災時及び事故時等への対応

水道局では、これまでも、震災時や事故時等における危機管理対策を重要課題の一つと位置付け、水道施設の耐震化や、ろ過池の覆がい化※による異物混入防止などに積極的に取り組んできました。

しかし、国の中央防災会議において首都直下地震の切迫性が指摘されるとともに、都においても「東京都地域防災計画」の見直しが行われており、新たな視点に基づいた震災対策の必要性はますます高まっています。

膨大な水道施設を耐震化するに当たっては、緊急性・重要性を考慮しつつ、可能な限り早く進めていく必要があります。



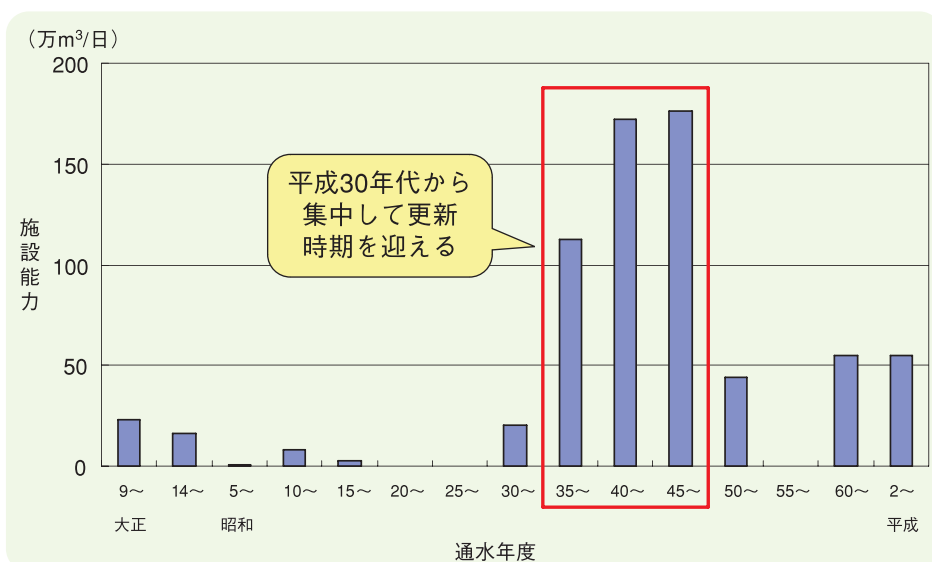
▲被害を受けた水道管（阪神・淡路大震災）
（写真提供：神戸市水道局）

③ 大規模浄水場の更新

都の大規模浄水場は、昭和30年代後半から40年代の、高度経済成長期の需要急増に対応するために整備されたものが多く、施設能力全体の約7割がこの時期に建設されています。

これらの施設は、平成30年代から集中して更新時期を迎えることから、今後、将来を見据えつつ、可能な限り更新時期の平準化を図るなど、計画的に取り組む必要があります。

浄水場の通水年度別施設能力



※ ろ過池の覆がい化

水道水への異物混入を防ぐため、浄水場のろ過池をふたで覆うこと

(2) 安全でおいしい水に対するお客さまニーズ

水道局では、より安全でおいしい水を供給するために、平成16年度から「安全でおいしい水プロジェクト」をスタートさせ、国の定める基準等よりも高いレベルの独自の水質目標を定め、その達成に向けた取組を進めるなど、水源から蛇口までの総合的な施策に全力で取り組んできました。

その結果、水道水の安全性の確保はもとより、おいしさの点でも改善されてきています。

しかし、平成18年度に実施した「お客さま満足度調査」においては、飲み水としての水道水に満足しているお客さまの割合が平成15年度に比べ上昇しているものの、いまだ3割を超えるお客さまが満足していないという結果が得られています。

こうしたことから、今後も、高度浄水処理※¹の着実な導入や、貯水槽水道対策※²の一層の推進に取り組むとともに、きめ細かい水質管理など、安全でおいしい水を供給するための施策をこれまで以上に展開していく必要があります。

都独自のおいしさに関する水質目標

区 分	項 目		重点 目標	都独自に設定した水質目標			(参 考) 国が定めた 水質基準等
				水質目標値	目標値の目安	達成率 (平成17年度)	
におい	カルキ臭 (注1)	残留塩素	◎	0.4mg/L以下 0.1mg/L以上	ほとんどの人が消毒用の 塩素のにおいを感じない	59.9%	(注3) 1.0mg/L以下 0.1mg/L以上
		トリクロラミン ^(注2)	◎	0 mg/L	ほとんどの人がカルキ臭 を感じない	60.0%	—
		臭気強度(TON)		¹ (臭気なし)	異臭味(カルキ臭を除く) を感じない	100%	3 以下
	カビ臭 物質	2-メチルイソボルネオール		^(注4) 0 ng/L	カビ臭を感じない	100%	10ng/L以下
		ジェオスミン		0 ng/L		100%	10ng/L以下
味		有機物(TOC)	◎	1 mg/L以下	不快な味を感じない	99.6%	5 mg/L以下
外観		色 度		1 度以下	色や濁りがわからない	100%	5 度以下
		濁 度		0.1度以下		99.2%	2 度以下

注1 「カルキ臭」とは、浄水場で注入される消毒用の塩素（遊離型塩素）のにおいや、塩素と水中のアンモニア態窒素などが反応して生じるにおいをいう。

2 「トリクロラミン」とは、消毒用の塩素が原水中のアンモニア態窒素などと反応して生じるもので、不快なにおいの原因物質である。

3 水道法では、衛生上の措置として「給水栓における遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持すること」が義務付けられているほか、水質管理目標設定項目により1.0mg/L以下と定められている。

なお、水道法上の0.1mg/L以上の達成率は100%である。

4 「ng（ナノグラム）」は、1gの10億分の1を表す単位である。

※1 高度浄水処理

従来の浄水処理では十分に対応できないカビ臭原因物質、カルキ臭のもととなるアンモニア態窒素、トリハロメタンのもととなる物質などの除去・低減を目的としたもの

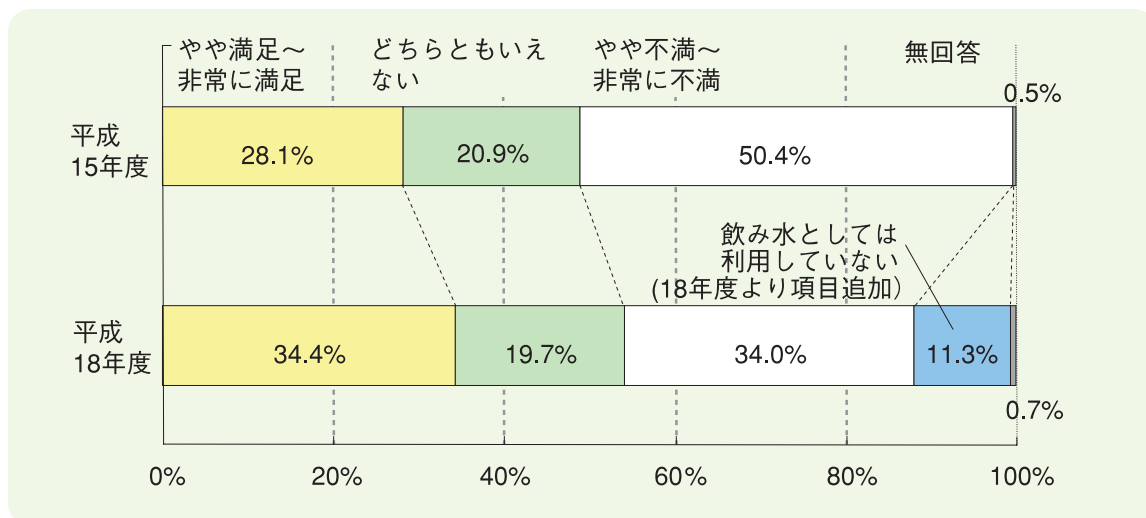
都では、オゾン処理と生物活性炭吸着処理を組み合わせた方式を採用

※2 貯水槽水道対策

貯水槽水道とは、ビルやマンションなどの建物において、受水タンクに水を貯めて、揚水ポンプで屋上の高置タンクへ水を揚げるなどして各階に給水する方式の総称

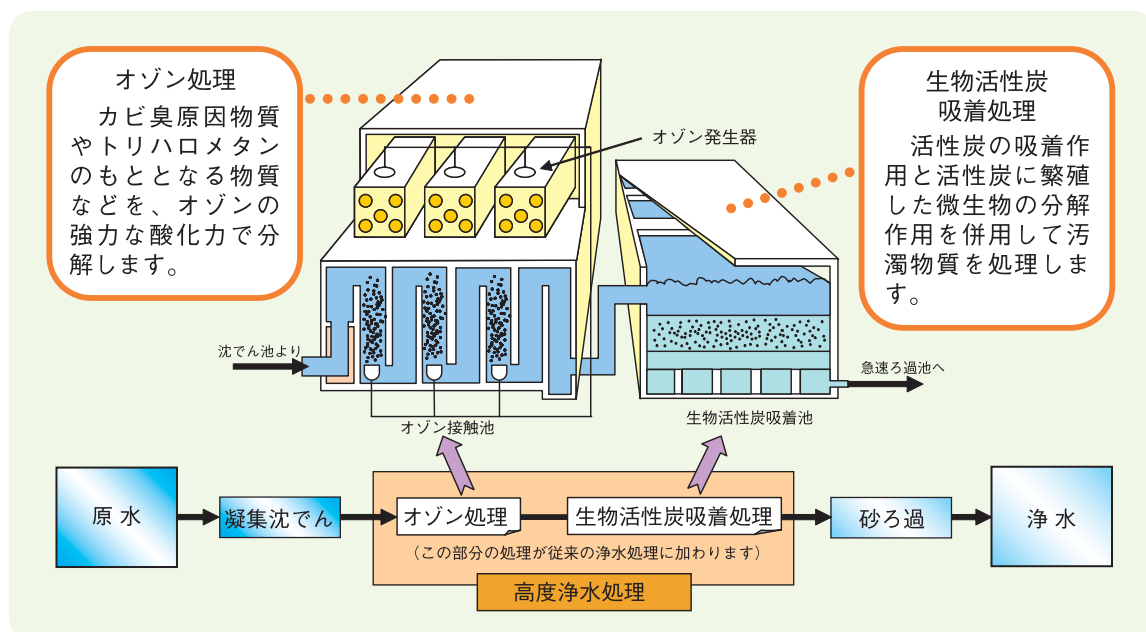
この給水方式は、管理が適正に行われていない場合、水質劣化などの問題が生じることから、水道局では、貯水槽水道の適正管理及び直結給水化の普及・促進に努めている

飲み水としての満足度調査結果（平成15年度・18年度お客さま満足度調査）



15年度回答者数=2,012人（一般家庭）
18年度回答者数=2,151人（一般家庭）

高度浄水処理の仕組み



高度浄水処理導入状況（計画）

浄水場		金 町			三 郷		朝 霞		三 園	東村山
処理能力 (万m ³ /日)		150			110		170		30	126.5 (88)
高度 浄水 施設	規模 (万m ³ /日)	第一期	第二期	第三期	第一期	第二期	第一期	第二期	30	88
	完成時期	平成4年 6月	平成8年 4月	平成22年度 完成予定	平成11年 3月	平成24年度 完成予定	平成16年 11月	平成25年度 完成予定		

注 東村山浄水場の〈 〉内の数字は利根川水系に係る施設能力

2 多様化・高度化するお客さまニーズへの対応

(1) お客さまの利便性の向上

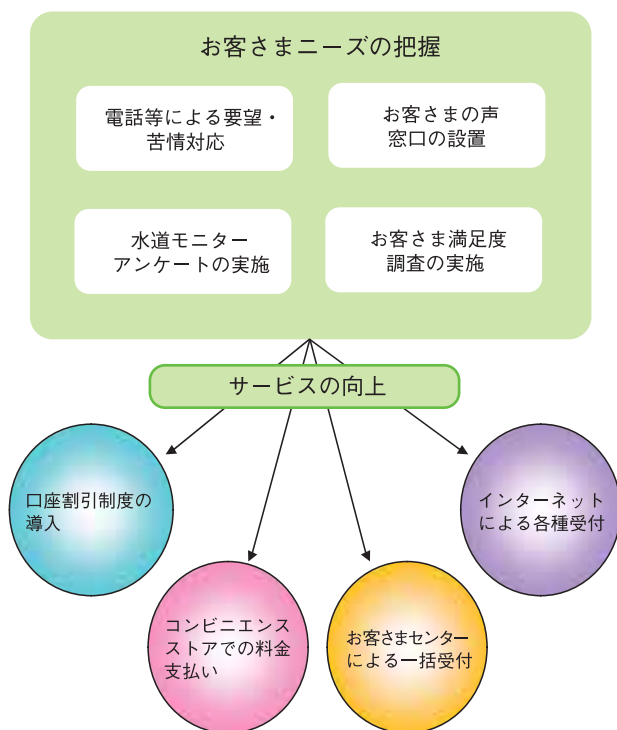
水道局では、これまでも、あらゆる機会をとらえてお客さまの声に耳を傾けるとともに、水道モニターアンケートやお客さま満足度調査など様々な手段を活用し、お客さまニーズの把握に努めてきました。

また、こうしたお客さまニーズを反映させ、コンビニエンスストアでの料金支払いやお客さまセンター※による各種申込みの一括受付など、サービスの向上に努めてきました。

しかし、社会状況やライフスタイルの変化に伴い、お客さまニーズは多様化・高度化を続けています。

今後も、お客さまニーズを的確に把握し、お客さまの利便性を高める施策の充実に取り組んでいく必要があります。

お客さまニーズを反映したサービスの提供



▲お客さまセンター

※ お客さまセンター

受付業務や問い合わせ対応等を集中化した総合的な受付センター

(2) より親しまれる水道施設をめざして

水道局では、これまでも、新聞折込による「水道ニュース」の配布やホームページによる情報発信など、様々な広報活動に努めてきました。

また、浄水場などの水道施設見学会を実施しているほか、自然にふれあいながら水源林や貯水池の役割・大切さを学習できる「水源地ふれあいのみち」の整備や、桜の開花に合わせた浄水場の一部開放など、お客さまにより信頼され親しまれる水道をめざした取組を進めてきました。

今後も、水道事業について一層理解していただくためには、お客さまの生活に密着した情報を提供するとともに、浄水場等の施設についても、安全性を考慮しながら、より親しみやすく気軽に見学に来ていただけるような創意工夫を行っていく必要があります。



▲水源地ふれあいのみち



▲水道施設見学会(水運用センター)



▲水道なんでも相談※

※ 水道なんでも相談

水道ふれあい月間（毎年6月）や、「区（市町）民まつり」などの都内各地で行われているイベントにおいて、水道局が開設するPR・相談コーナー

3 経営基盤の強化

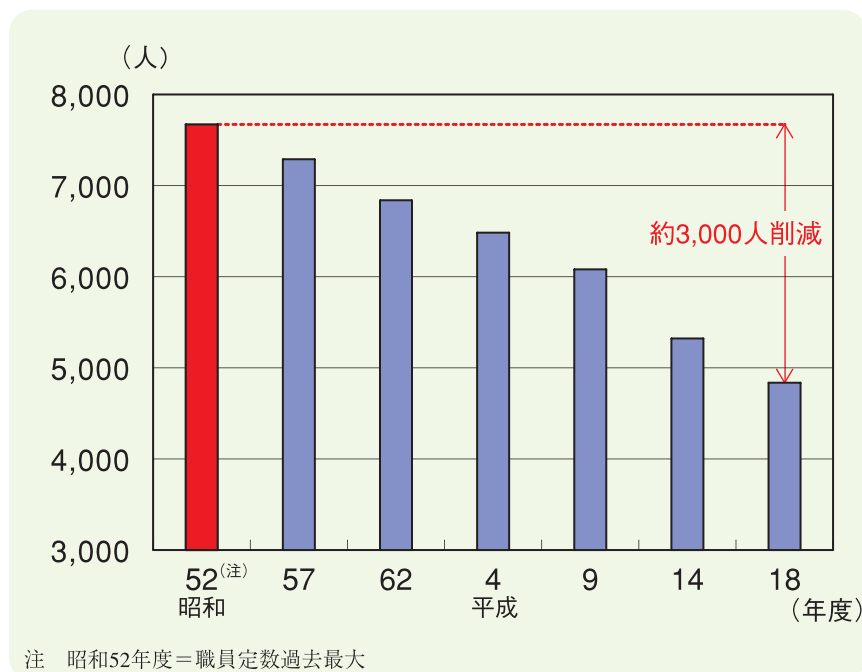
水道局では、これまでも、強固な経営基盤の確立に向けて、業務委託の推進等による職員定数の削減を図るとともに、ABC分析※¹や環境会計※²といった民間的経営管理手法を積極的に活用するなど、様々な取組により経営の効率化を鋭意推進してきました。

しかし、お客さまニーズの多様化・高度化や震災対策の重要性の高まりなど、水道事業を取り巻く環境は変化してきています。

また、国においても、官から民への規制改革の流れのなか、平成18年6月には行政改革推進法※³が制定されるなど、近年、行政改革の動きはさらなる強まりを見せています。

こうした状況において、新たな課題等に的確に対応していくためには、水道事業の特性や企業経営のあるべき姿を踏まえながら、多様な手法により、限られた資源を最大限効率的に活用し、現在のみならず将来にわたって、水道事業を健全に運営していく必要があります。

職員定数の推移



※1 ABC分析（Activity Based Costing）

企業活動を個々の活動に分類し、細分化した活動ごとの原価を算出する管理会計手法

※2 環境会計

企業等が、持続可能な発展をめざして、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み

※3 行政改革推進法

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日公布・施行）の略称
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念を定め、総人件費改革などの各重点分野における改革の基本方針、推進方策等を定めたもの

4 広域的な事業運営

(1) 多摩地区水道の広域的経営

水道局では、多摩地区の急激な人口増加と都市化の進展に伴う水源の不足や、水道料金・普及率等の格差解消のため、昭和48年以降、多摩地区の水道事業を、順次、都の水道事業に統合してきており、これまでに25市町が都営水道となっています。

しかし、統合後においても、水道料金の徴収や小規模施設の管理など、お客さまに密接に関係する業務については、事務委託※¹により各市町が実施してきました。このため、市町域にとらわれないお客さまサービスの展開や給水安定性の向上などの面において、広域水道としてのメリットの発揮に限界がありました。

そこで、平成15年6月に策定した「多摩地区水道経営改善基本計画」に基づき、事務委託の解消を順次進め、市町域を越えた事業運営を行うことにより、お客さまサービスや給水安定性の一層の向上及び事業運営の効率化を図ってきています。

多摩地区水道経営改善基本計画

施策の体系

お客さまサービスの向上

- 利便性の向上
(多摩お客さまセンター、サービスステーション※²の設置等)
- 多様なサービスの提供

給水安定性の向上

- 水道施設整備の推進(送水管路の新設、給水所整備等)
- 広域的運用体制の確立(施設管理体制の整備等)
- 事故時等における体制強化(即応体制の強化等)

効率的な事業運営

- 広域的な管理・執行体制の確立
- 民間活力の積極的活用等

計画期間：平成15年度から10年間

※1 事務委託

地方自治法第252条の14の規定に基づき、地方公共団体が他の地方公共団体に事務の一部の執行を委ねる制度

※2 サービスステーション

水道料金の収納業務や給水装置工事の審査業務等を取り扱うお客さま対応窓口

事務委託を解消した市町域のお客さまについては、一部の業務を除き、原則すべてのサービスステーションで対応可能

(2) 近隣事業体との連携

水道局では、震災時や大規模な水源水質事故時等の非常時における水への安心を高めるため、広域的な水の相互融通を行う体制の整備を行っています。

平成17年度には、埼玉県との間で「東京・埼玉 朝霞連絡管」を設置し、全国で初めて、都県域を越えた大規模な水の相互融通を可能にするとともに、平成18年度には、川崎市との間でも同様の連絡管の整備を進めました。

また、災害時に、飲料水の供給や施設の応急復旧等の相互応援を行う「14大都市※水道局災害相互応援に関する覚書」を締結しています。

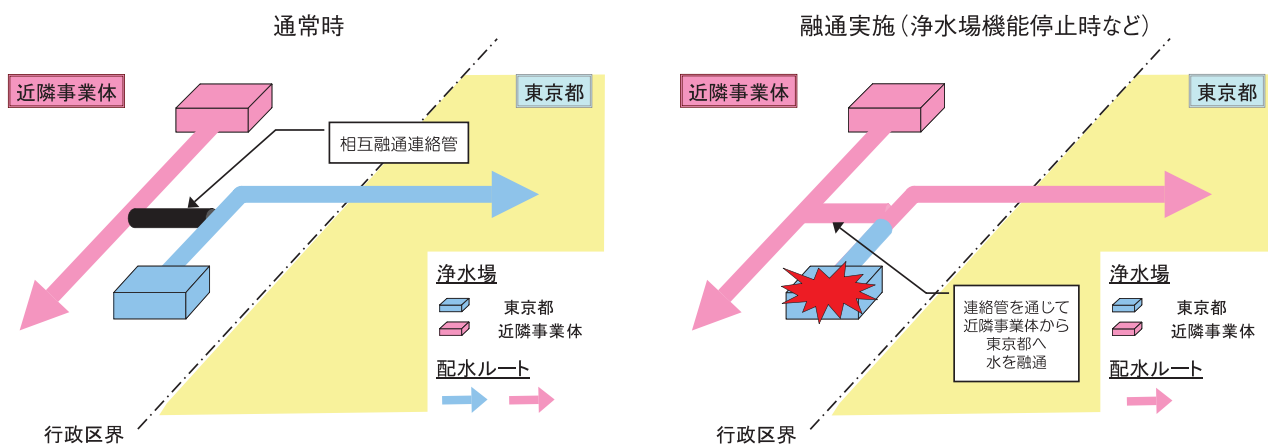
今後とも、非常時における水への安心を一層高めるため、水道事業体間の連携を拡大・強化していく必要があります。

相互融通連絡管の概要

名 称	朝霞連絡管	登戸連絡管	町田連絡管
設置場所	東京都水道局 朝霞浄水場付近	神奈川県川崎市 多摩区登戸付近	東京都町田市 能ヶ谷町付近
融通水量	日量10万m ³ (浄水)		日量1.5万m ³ (浄水)
口径・延長	φ 800×44m	φ 800×33m	φ 400×45m
接続管口径	(東京都) φ 2200 (埼玉県) φ 1200	(東京都) φ 1800 (川崎市) φ 1200	(東京都) φ 500 (川崎市) φ 400



近隣事業体との相互融通（イメージ）



※ 14大都市

札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

5 将来を見据えた幅広い視点

(1) 小学生の蛇口離れ

現在、小学校において、自宅から水筒を持参する事例が一部に見られるなど、次世代を担う小学生の蛇口離れが進行していることが指摘されています。

これは、小学校では貯水槽水道が多く、児童数の減少に伴う水使用量の減少や、休み期間など一時的に水使用量が減少する場合に貯水槽の中で水が滞留し水温が上昇することなどにより、おいしい水が児童まで届いていないことが原因の一つと考えられます。



▲「のどが渴いたな。お水を飲もう!」

こうしたことから、蛇口から直接水を飲むという日本が誇る水道文化を次世代に継承するため、小学生や保護者などを対象に、水道の信頼をより確かなものとする施策を展開する必要があります。

(2) 環境負荷の低減に関する取組

水道事業は、浄水処理や送配水過程において、多くのエネルギーを消費しており、環境に対して負荷を与える側面があります。

水道局では、これまでも、浄水場のろ過池の覆がい化に合わせた太陽光発電設備の整備など、自然エネルギーを有効利用するとともに、資源のリサイクルなど環境施策を積極的に推進してきました。

しかし、地球規模での環境問題が深刻化する中、より一層の環境負荷低減に向けた取組が必要です。



▲太陽光発電設備（小作浄水場）



▲浄水場発生土を利用した園芸用土

(3) 水道界への貢献

水道局は、世界でも有数の技術力を有する事業体として、国内外の研修生を受け入れるなど、これまで蓄積した技術・ノウハウを広く提供してきました。

今後とも、事業環境の多様化に直面している水道界全体を視野に入れ、新技術の研究開発、水道技術の維持・継承などを進め、水道界に対して積極的に貢献していくことが求められています。



▲海外研修生の受入れ (JICA※集団研修)



▲管内調査ロボット (右上:配水管内の映像)

※ JICA (独立行政法人国際協力機構、ジャイカ)

開発途上国からの研修員受入れ、専門家派遣等の技術協力のほか、開発途上国への無償資金協力の一部を行う、国の独立行政法人

II 主要施策

1 将来にわたる安全でおいしい水の安定的な供給

(1) 安定給水

東京水道は、都民生活と首都東京の都市活動を支える最も重要なライフラインの一つであり、安全でおいしい水を安定的に供給していくための施策を着実に推進していきます。

① 安定した水源の確保

渇水時にも安定的に給水できるよう、滝沢ダムやハッ場ダム等の整備を進め、引き続き安定した水源の確保に努めることにより、渇水に強い、首都東京にふさわしい都市の実現をめざします。

効果

渇水時における給水の安定性が向上します。



▲滝沢ダム（試験湛水※中）

（写真提供：独立行政法人水資源機構）

渇水時における安定給水のための水源確保率	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	23年度末 (目標)
	92%	94%	100%

年次計画	19年度	20年度	21年度
	滝沢ダム		
	完成		
	ハッ場ダム・霞ヶ浦導水整備中		

※ 試験湛水

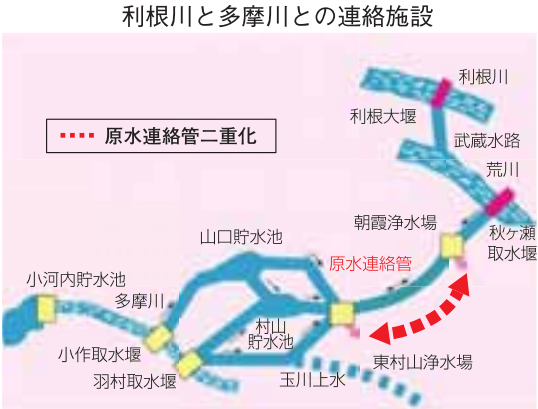
ダムの運用に先立ち、試験的に水を貯め、貯水位を上昇下降させることにより、ダムや貯水池周辺地山の安全性を確認するもの

② 危機管理対策の一層の推進

原水連絡管の二重化

原水連絡管は、朝霞浄水場と東村山浄水場との間で、利根川水系の原水と多摩川水系の原水とを相互融通する重要な施設です。

このため、震災時や事故時でもバックアップできるよう、原水連絡管の二重化を図ります。



効果

震災時や事故時等における給水安定性が向上します。

完成年度	27年度		
年次計画	19年度	20年度	21年度
		設計	

浄水場の耐震強化等

浄水場ではこれまで、ろ過池や配水池等の耐震化を進めてきました。

今後も引き続き、震災時においても水道水を供給できるよう、浄水場各施設の耐震化を順次進めます。

また、広域停電時においても、必要な給水を確保するため、浄水場等への自家用発電設備の整備を進めます。



▲配水池耐震化工事（柱を太くして補強）

効果

震災時や事故時等における給水安定性が向上します。

	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	28年度末 (目標)
ろ過池耐震施設率	50%	56%	90%
配水池耐震施設率	31%	56%	95%
停電時の給水確保率※	83%	93%	100% (25年度末)
年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

※ 停電時の給水確保率

都内全域に及ぶ広域的な停電時において想定される需要量に対して、自家用発電設備の整備により確保された給水量の割合

送配水管ネットワークの強化

水道局では、効率的な水運用や非常時におけるバックアップ機能の強化を図るため、送配水管の整備を進めてきています。

今後も、多摩丘陵幹線や東南幹線などを整備することにより、信頼性の高い送配水管ネットワークの構築を推進します。

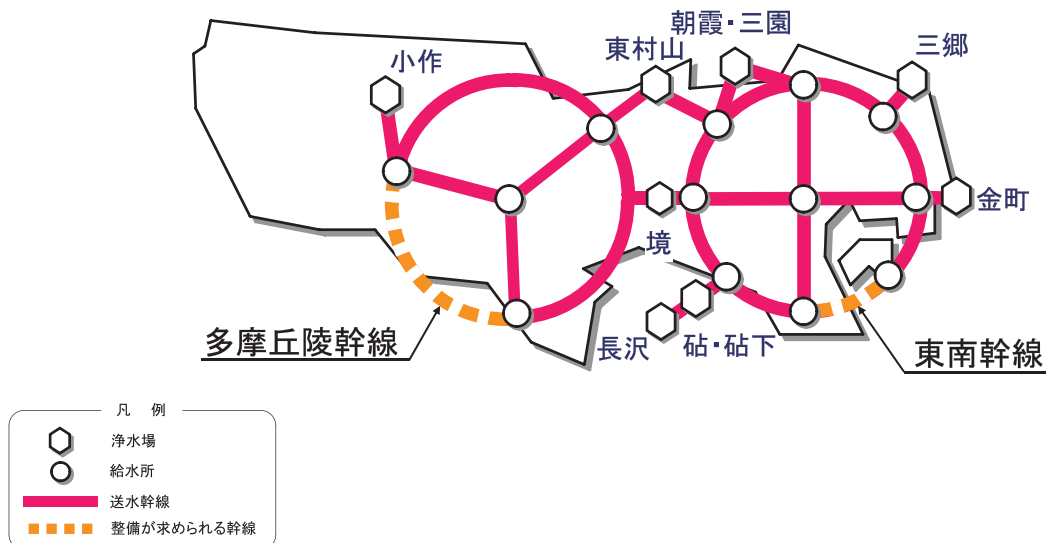


▲東南幹線シールド工事※

効果

震災時や事故時等における給水安定性が向上します。

送水管ネットワークの概念図



完成年度	多摩丘陵幹線		東南幹線	
	22年度		23年度	
年次計画	19年度	20年度	21年度	
	多摩丘陵幹線 実施			
	東南幹線 実施			
	その他送配水管 順次実施			

※ シールド工事

シールドマシンと呼ばれる掘削機で水道管を配管するトンネルを築造する工事

経年管・初期ダクタイト管の取替

水道局では、管路全体の耐震性の強化に取り組んでいます。

経年管※¹については、平成14年度に「K0プロジェクト」※²を立ち上げ、平成25年度の解消に向けて、取替を進めています。

また、初期ダクタイト管※³についても、着実に取替を推進していきます。

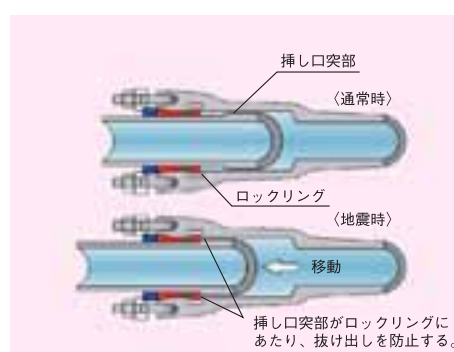
新たに埋設される管は、抜け出し防止構造の継手を採用しており、非常に耐震性が高いものになります。



▲経年管の取替



▲抜け出し防止継手の水道管



▲抜け出し防止継手の構造図

効果

震災時の被害や漏水及び濁り水の発生が低減されます。

経年管の解消率	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	25年度末 (目標)
	95%	99%	100%
初期ダクタイト管 の解消率	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	28年度末 (目標)
	7%	19%	55%
年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

※1 経年管

昭和40年代前半までに布設した、内面がライニングされていない強度の低い铸铁管や布設年度の古い銅管で、強度が低く破損による漏水や濁り水の原因となる管

※2 K0（ケイゼロ）プロジェクト

施工が困難な箇所などに残存している経年管（K）について、解消（ゼロ）をめざして水道局が総力を結集して更新する計画

※3 初期ダクタイト管

昭和30年代後半から40年代に布設したダクタイト铸铁製の直管と高級铸铁製の異形管が混在している路線のことをいう。管外面のポリエチレンスリーブが未被覆、異形管内面は無ライニングであり、漏水や濁り水の原因となっている

三次救急医療機関・首都中枢機関等への供給ルートの耐震強化

管路の耐震化を引き続き推進していくとともに、震災時においても、医療救護活動に関わる三次救急医療機関※等の病院や指揮命令機能を担う首都中枢機関及び区・市役所等の重要施設への給水を確保するため、これらの施設への供給ルートの耐震化について、優先して取り組みます。

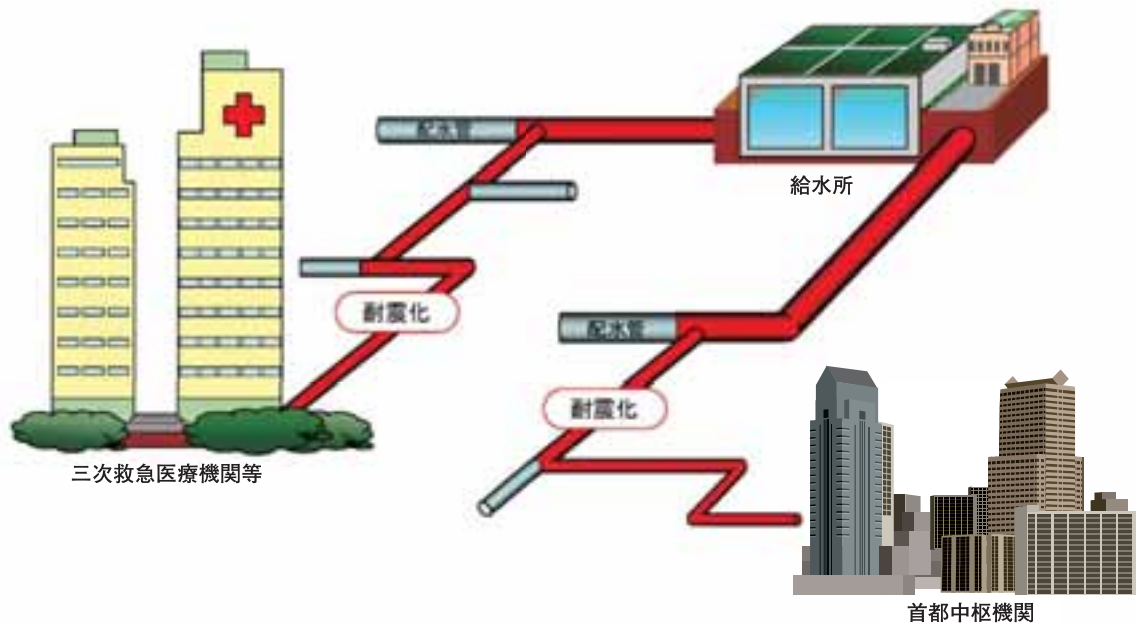


▲首都東京

効果

震災時においても重要施設への給水安定性が向上します。

重要施設への供給ルートの耐震化（イメージ）



	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	28年度末 (目標)
重要施設供給ルート における耐震継手率	22%	38%	100%
年次計画	19年度	20年度	21年度
順次実施			

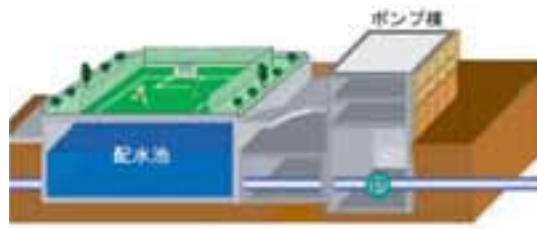
※ 三次救急医療機関

生命危機が切迫している重傷・危篤な救急患者に対し、高度な救命医療を総合的に行う機関

給水所等の新設・拡充

給水所の地域的な偏在や、配水池容量の不足等を解消するため、引き続き、地域給水の拠点となる給水所等の整備を進めます。

給水所（イメージ）



効果

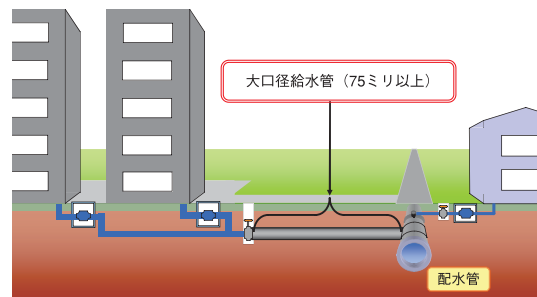
震災時や事故時等における給水安定性が向上します。

事故時の安定給水 確保率※1	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	28年度末 (目標)
	73%	77%	85%
年次計画	19年度	20年度	21年度
	大井給水所完成 順次実施	梅郷給水所完成	その他順次実施

大口径給水管の耐震強化

配水管と給水管の一体的な耐震化を図り、管路全体の耐震性を向上させるため、すでにステンレス鋼管への取替が完了している口径50ミリ以下の小口径給水管に続き、大口径給水管※2について、耐震化を推進していきます。

大口径給水管の耐震強化（イメージ）



効果

震災時における給水安定性が向上します。

大口径給水管の 耐震化率	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	25年度末 (目標)
	65%	78%	100%
年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

※1 事故時の安定給水確保率

給水所の配水池容量は、配水量の時間変動や事故時への対応として、計画一日最大配水量の12時間分を目標にしており、その達成率を示す指標

※2 大口径給水管

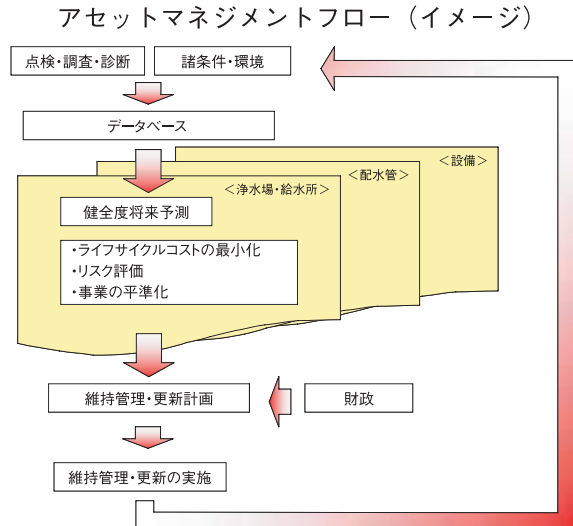
口径75ミリ以上の給水管で、主に集合住宅や商業用施設などで使用

③ 大規模水道施設の更新に備えた取組

アセットマネジメント手法の導入

水道局では、膨大な管路について管路診断業務を実施し、点検・調査の結果を管路の更新計画に反映させるなど、計画的な施設更新に取り組んでいます。

さらに、浄水場の大量更新期の到来を見据え、施設の状況を的確に把握し、適切な維持管理による延命化を図るとともに、計画的な更新を実施し、更新時期の平準化と費用の最小化を図るため、アセットマネジメント手法※を導入していきます。



効果

施設の維持管理及び更新に係る費用の最小化を図ることができます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画			
順次実施			

大規模浄水場更新積立金の創設

おおむね10年後の平成30年代以降、浄水場が集中的に更新時期を迎えます。

安定給水を確保しながら、着実に施設更新を進めていくためには、更新に先行して、代替施設を整備する必要があります。

この代替施設の整備を見据え、平成19年度から所要額の積立を行います。

また、更新事業に対する国庫補助制度の拡充や、更新資金をストックするためのルール化を国に提案要求していきます。

こうした取組により、全国の水道事業体共通の課題である施設更新の一つのモデルを構築して、全国に広く発信し、他の事業体をリードしていきます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画			
積立開始			

※ アセットマネジメント手法

社会資本を、長期的視点に立って、効率的・効果的に管理運営する体系化された実践活動

(2) 安全でおいしい水の供給

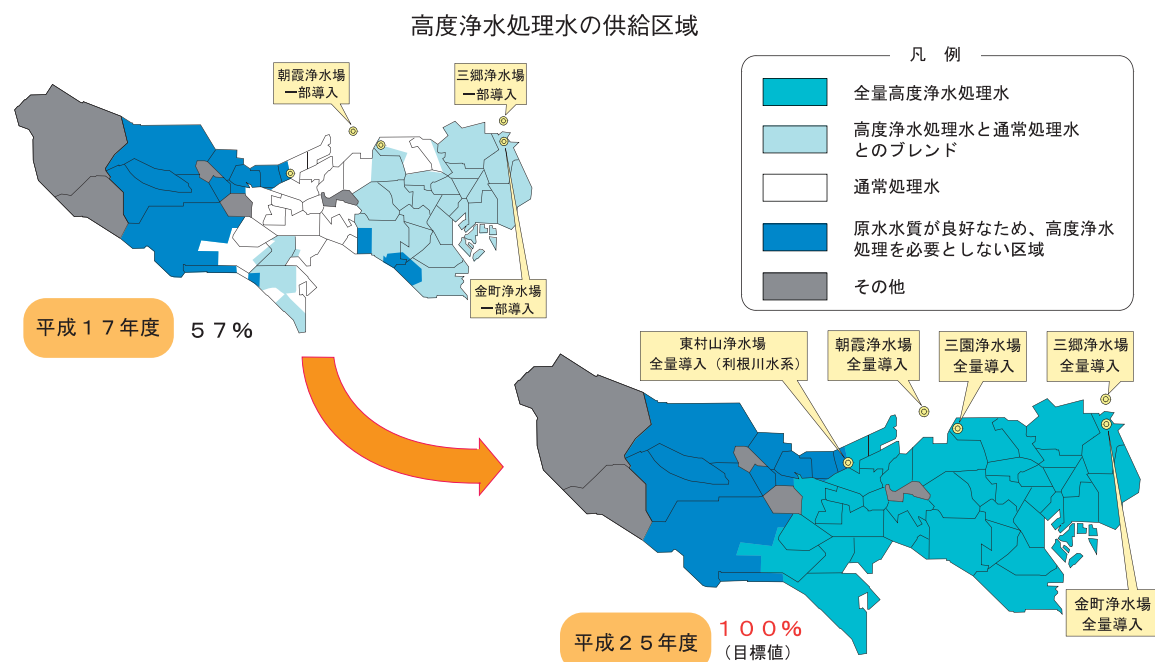
① 高度浄水処理の着実な導入

より安全でおいしい水を求めるお客さまの声に応えるため、これまでに金町浄水場、三郷浄水場及び朝霞浄水場に高度浄水処理を順次導入してきました。

今後、平成25年度末までに利根川水系の全浄水場において、取水量の全量を高度浄水処理できるよう着実に整備を進めていきます。

効果

従来の浄水処理では十分に対応できない、カビ臭原因物質やカルキ臭のもととなる物質、トリハロメタンのもととなる物質等を除去・低減することにより、一層安全でおいしい水を供給することができます。



高度浄水処理率 (利根川水系)	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	25年度末 (目標)
	57%	76%	100%

年次計画	19年度	20年度	21年度
	三郷浄水場		
	完成		
	東村山浄水場		
		完成	
	金町浄水場(三期)・三郷浄水場(二期)・朝霞浄水場(二期)		
	順次実施		

② 水質管理の徹底

残留塩素の低減化

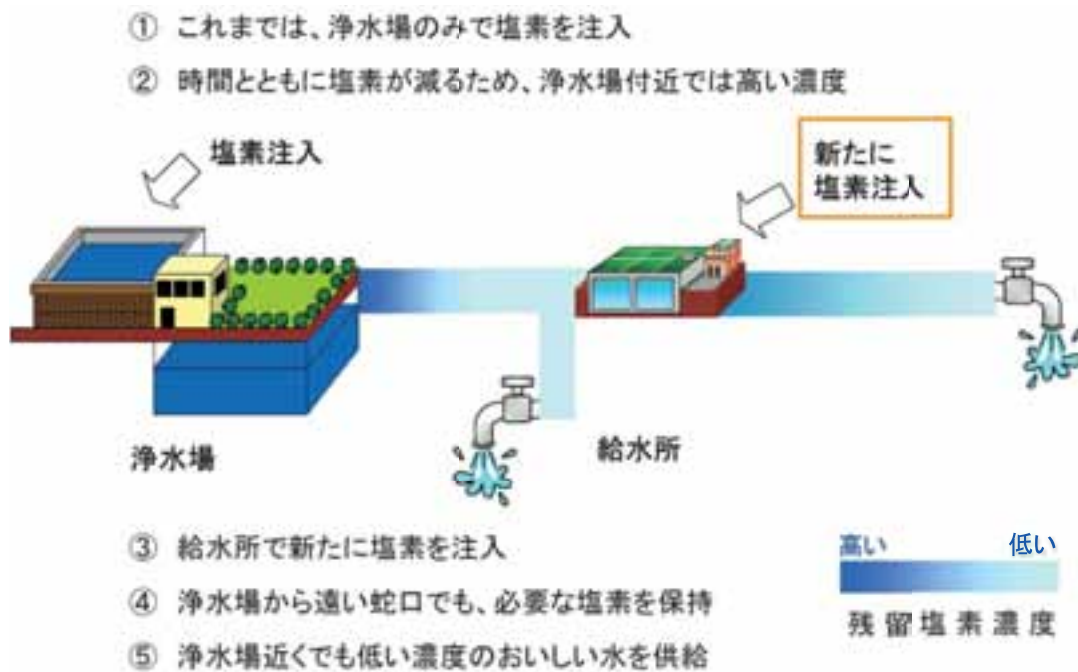
残留塩素は、水道水の衛生確保のため必要ですが、カルキ臭の原因の一つとなることから、平成16年度に定めた「おいしさに関する水質目標」（14ページを参照）において、国の水質基準等よりも高いレベルでの目標値を定めました。

さらに今後、よりおいしい水を供給するため、給水所における塩素注入設備を導入するなど、残留塩素の低減化に向けた総合的な施策を推進していきます。

効果

残留塩素を低減することにより、一層おいしい水を供給することができます。

給水所における塩素注入（イメージ）



残留塩素目標達成率	17年度末 (実績)	21年度末 (計画)	25年度末 (目標)
	60%	65%	100%
年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

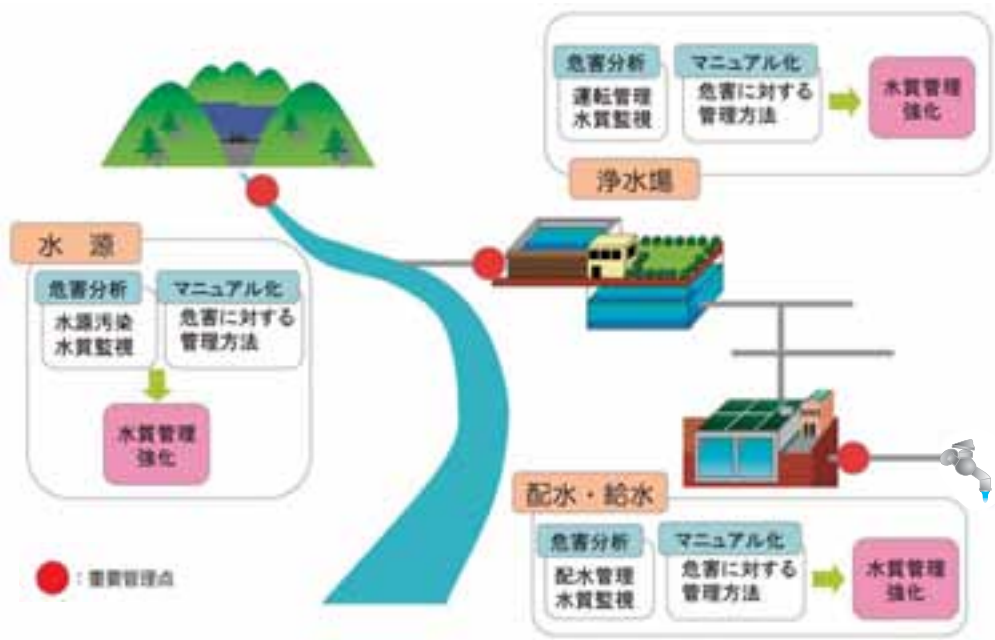
水安全計画に基づく水質管理

水道局では、これまでも、水道水の安全性を確保するために、水源から蛇口までの各段階において、きめ細かい水質検査を計画的に実施してきました。また、水質検査の信頼性向上を図るため、検査結果を客観的に保証する国際規格ISO/IEC 17025を取得するとともに、今後、浄水場において品質管理の信頼性を向上する国際規格ISO9001を取得する予定です。

さらに、HACCP※¹の考え方を取り入れた水質管理手法である水安全計画※²を策定し、水源から蛇口に至るまでのあらゆる過程における危害を分析するとともに、事前にその対応方法をマニュアル化し、運用することによって、水質管理を一層徹底します。

効果
あらゆる状況においても水道水質の安全性がより一層確保されます。

HACCPを取り入れた水安全計画（イメージ）



運用開始	20年度		
年次計画	19年度	20年度	21年度
	計画策定	運用開始	

※1 HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point,ハサップ)

食品加工における衛生管理手法
原料の入荷から製品の出荷までのすべての工程においてあらかじめ危害を予測・分析し、その危害を防止するための重要管理点を監視することによって、出荷されるすべての製品の安全性確保を図る

※2 水安全計画

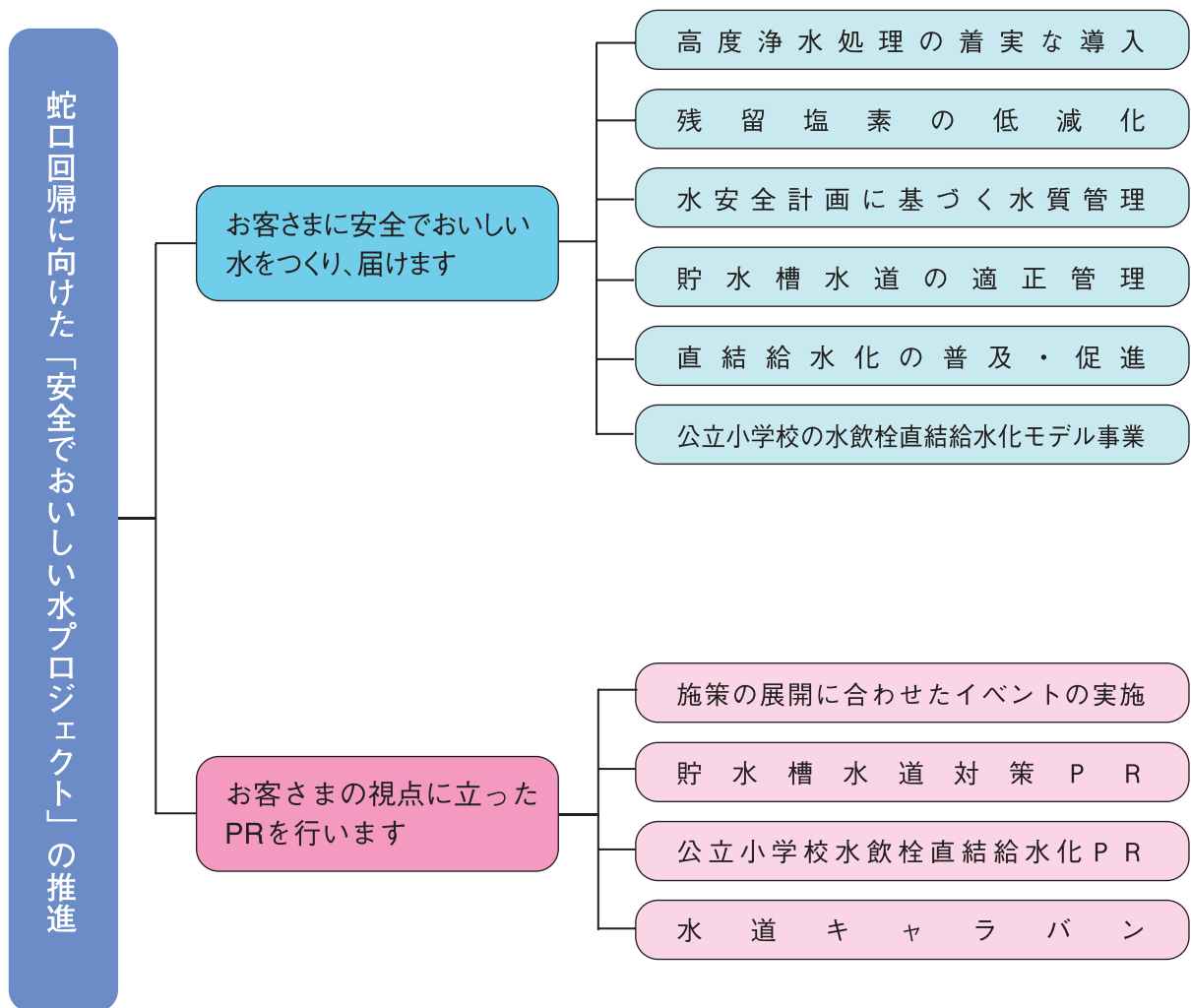
厚生労働省が平成16年6月に公表した「水道ビジョン」において、各水道事業者等がHACCPに基づく水安全計画を策定し、原水から給水に至るまで一貫した水質管理を徹底することが提唱された

(3) 蛇口回帰に向けた取組

東京の水道水をより安心してお使いいただくために、都独自の水質目標の設定やペットボトル「東京水」を用いたキャンペーンの実施など、水道水の信頼性を高める様々な施策を推進しています。

こうした取組に加え、より多くのお客さまに蛇口から直接水を飲んでいただくことをめざして、お客さまに安全でおいしい水をつくり、お届けするとともに、お客さまの視点に立ったPRを実施するなど、「安全でおいしい水プロジェクト」を一層効果的に推進していきます。

蛇口回帰に向けた「安全でおいしい水プロジェクト」の施策体系



注 上記に掲げた施策は、平成19年度から21年度までの3年間で重点的に取り組む施策です。

1 貯水槽水道の適正管理及び直結給水化の普及・促進

水道局では、お客さまに安全でおいしい水を供給するため、貯水槽水道対策に取り組んできており、平成16年度から都内に約22万件ある貯水槽水道の水質検査や管理状況等を点検調査する「クリーンアップ！貯水槽」を実施しています。

今後も、平成20年度の全件調査完了をめざし、引き続き実施していくとともに、管理状況に不備があった場合には、再度、設置者に対して指導や助言を行うなど、フォローアップを強化します。

また、直結給水方式※の普及・促進を図るため、水道工事店など民間事業者の協力を得ながら、切替に関するアドバイスやPRを行います。



▲貯水槽水道の点検調査（「クリーンアップ！貯水槽」）

効果

水道水に対する不安が解消されるとともに、安全でおいしい水が蛇口まで届きます。

貯水槽点検率	17年度末 (実績)	20年度末 (計画)
	25%	100%

年次計画	19年度	20年度	21年度
	貯水槽水道の点検調査・フォローアップ		
	実施	点検調査完了	
	直結給水化の普及・促進 順次実施		

※ 直結給水方式

貯水槽を経由せずに、配水管から直接ビルやマンションなどの各階に給水する方式

② 公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業

蛇口から直接水を飲むという日本が誇る水道文化を次世代に継承するため、これまでの取組から一歩踏み込んだ貯水槽水道対策の一環として、公立小学校400校を対象に、水飲栓の直結給水化をモデル事業として推進します。あわせて、水道水の安全性やおいしさを広くお伝えするキャンペーンを実施します。

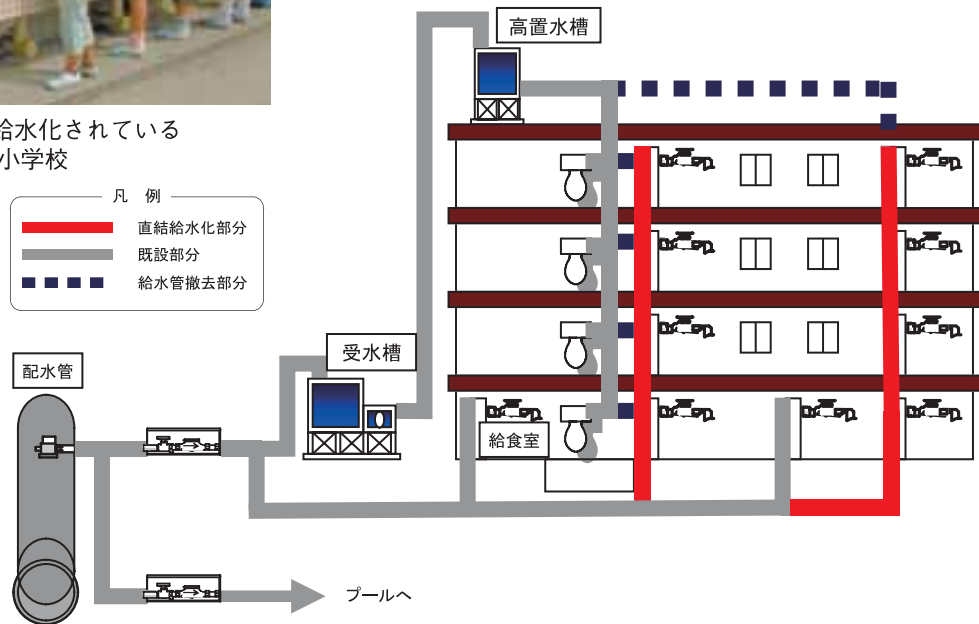
効果

小学生が蛇口から出る水道水のおいしさを実感できるようになります。



▲水飲栓が直結給水化されている
大田区立 道塚小学校

公立小学校の水飲栓直結給水化（イメージ）



モデル事業対象校の
直結給水化完了

20年度

年次計画	19年度	20年度	21年度
	直結給水化		
	48校	352校	
	キャンペーン 実施		

③ 水道キャラバン

公立小学校の水飲栓直結給水モデル事業（35ページを参照）を推進するとともに、次世代を担う小学生の水道に対する理解を深めるため、キャラバン隊を編成して小学校を巡回し、4年生を対象に、劇などを取り入れたわかりやすく親しみやすい授業を実施します。



▲水道キャラバン隊の授業風景▲

効果

次世代を担う小学生の水道に対する理解が深まります。

水道キャラバン隊の授業内容

水と健康	出演者による劇で、体の2/3は水でできていることなどを説明します。
水道水の歴史	紙芝居を用いて、玉川兄弟の業績を紹介します。
東京水が安全でおいしいわけ	ビデオやパネルを用いて、浄水場の仕組みなどを説明します。また、浄水処理に関する実験（凝集実験）を実施します。
水とくらし	節水の大切さや工夫などに関するクイズを行います。
水道Q & A	水道に関する質問を受け付け、説明します。
受講修了書の交付など	受講者に受講修了書を、受講したクラスに記念撮影した写真を使ったカレンダーを交付します。



年次計画	19年度	20年度	21年度
	400校 新規実施校（250校）	650校 （400校）	800校 （400校）

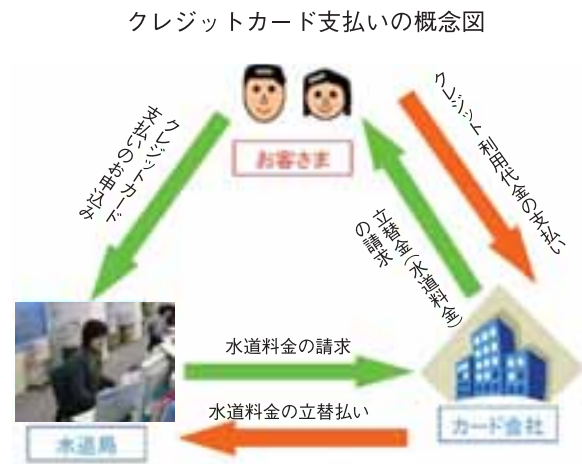
2 ニーズに応じたお客さまサービスの積極的な展開

(1) お客さまの利便性の向上

お支払い方法の多様化（クレジットカード支払いの導入）

水道局では、これまでも、お客さまセンターの開設や口座割引制度の導入など、ニーズに応じたサービスを実施してきました。

近年、クレジットカードによる支払いについて要望が高まっていることから、水道料金のクレジットカード支払いを新たに導入します。



効果

お支払い方法が多様化することにより、お客さまの利便性が向上します。

		19年度	20年度	21年度
年次計画	区部	導入		
	多摩		導入	

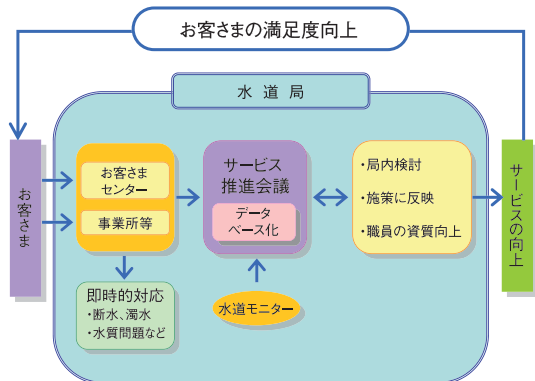
(2) お客さまとの相互理解の推進

① 広聴機能の充実

水道局では、お客さまの声窓口や水道モニター制度などにより、お客さまニーズを把握し、様々な施策を展開してきています。

こうした取組に加え、お客さまからお寄せいただいた様々なご意見・ご要望等について、全職員で共有するためのデータベースを構築し、お客さまの声を局事業に一層反映させていきます。

お客さまの声を反映させるための仕組み(イメージ)



効果

お客さまサービスの一層の向上を図ることができます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画	充実		

② 地域に密着した取組の推進

水道局では、お客さまに水道に対する理解を深めていただくため、各種パンフレットの作成や、新聞折込による「水道ニュース」の配布など、積極的な広報活動を行っています。

こうした取組に加え、お客さまとの相互理解を一層推進するため、「地域水道ニュース」の発行などをはじめ、地域に密着した様々な取組を推進します。



▲「地域水道ニュース」の例

効果

水道事業をより身近に感じていただけます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画	順次実施		

II 主要施策

さらに、浄水場や給水所等が、震災時の給水拠点となることをお伝えするため、案内標識をよりお客さまにわかりやすいものにしていきます。

水道事業への理解を一層深めていただくとともに、水道をより身近に感じていただけます。



A group of people, including children, are gathered on a grassy field under large, blooming cherry blossom trees. A child in a white shirt and orange pants is standing in the foreground.

▲桜の開花時期にあわせた配水池上部の開放

年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

3 効率的で責任ある運営体制の構築など経営基盤の強化

(1) 水道局及び監理団体による一体的事業運営体制の構築

水道局では、これまでも、業務の外部委託化やPFI手法の活用などにより、経営の効率化を積極的に進めてきました。

今後も、公共性を確保しつつ、経営の一層の効率化を図るため、民間に委ねられる業務は可能な限り民間事業者に委託していくとともに、水道局と水道局が所管する東京都監理団体※が新たな一体的事業運営体制を構築していきます。

(詳細については50ページを参照)

効果

公共性と効率性を両立させた責任ある経営が可能となります。



▲水道施設の運転管理(東京水道サービス(株))



▲お客さまセンターの運営((株)PUC)

年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

※ 東京都監理団体

東京都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要があるもの

水道局が所管する東京都監理団体は、平成19年3月現在、東京水道サービス株式会社(出資比率51%)及び株式会社PUC(出資比率56%)の2団体

(2) 多様な経営管理手法の活用

① 業務指標を活用した目標管理

水道局では、経営の一層の効率化を図るため、平成13年度から事業評価制度を導入するとともに、独自の業務指標を活用した目標管理などを行っています。

今後、社団法人日本水道協会が平成17年1月に策定した137項目の業務指標から成る水道事業ガイドライン※などを活用し、目標管理の徹底を図るとともに、その達成状況を公表していきます。
(業務指標については52ページから54ページを参照)

効果

より成果を重視した事業運営による事業の
着実な推進や経営の効率化、一層の透明性の向上を図ることができます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画	順次実施		

② 外部の専門的意見の反映

水道局では、東京都水道事業経営問題研究会をはじめとする外部委員会を開催し、外部の幅広い意見を取り入れ、事業に反映させています。

さらに、公共性と効率性を両立させた事業運営をめざし、平成18年10月に、弁護士、公認会計士及び民間企業経営層からなる東京都水道局運営体制諮問委員会を設置しました。

今後の水道局の事業運営のあり方について、より専門的な意見を求め、経営に反映させていきます。



▲第1回東京都水道局運営体制諮問委員会
(平成18年10月11日)

効果

専門的・実務的な視点に基づいた評価・助言を
経営に反映させることができ、公共性の発揮や
一層の経営効率化を図ることができます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画	諮問、経営への反映		経営への反映

※ 水道事業ガイドライン

平成17年1月に、ISO（国際標準化機構）による水道サービスの国際規格化の流れを受け、社団法人日本水道協会が策定「安心」「安定」「持続」「環境」「管理」「国際」の6つの分類による137の業務指標を設定

③ 指定管理者制度（代行制）の導入

水道局では、PFI手法の活用など民間的経営手法を積極的に取り入れ、効率的な事業運営を進めています。

今後、PR施設である「東京都水道歴史館」と「東京都水の科学館」について、指定管理者制度※（代行制）を導入し、更なる効率化を進めるとともに、企画、PR等も含め、民間のノウハウを活用した管理運営を行います。

効果

お客さまにとってよりわかりやすく魅力的な展示内容とするなど、PR施設の更なる充実を図ることができます。また、一層効率的な管理運営が可能となります。



▲東京都水道歴史館



▲東京都水の科学館

	19年度	20年度	21年度
年次計画	条例制定	運営開始	

※ 指定管理者制度

地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）を、民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度

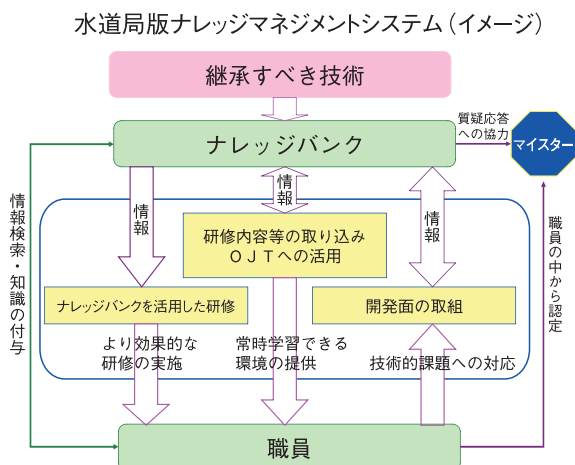
指定管理者が公の施設の利用料金を自らの収入として収受する「利用料金制」と、それ以外の「代行制」とに区分

④ 技術の継承

水道局には、日々の業務の中で長年にわたり培われてきた高度な水道技術があります。

こうした貴重な水道技術を着実に継承していくため、水道局版ナレッジマネジメントシステム※を構築し、技術情報を集約・活用した人材育成を図ります。

さらに、高い技術を持つ経験豊富な職員をマイスターとして認定し、後進の指導にあたらせることにより、効果的に技術の継承を進めます。



效果

技術の継承を図ることにより、将来にわたり水道事業の維持・発展が可能となります。

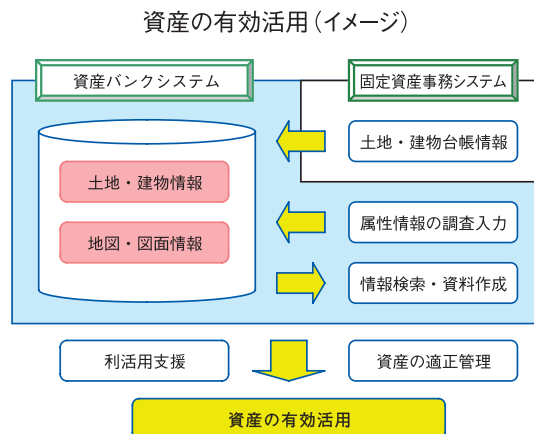
年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

(3) 資産の有効活用等

水道局では、保有する資産の有効活用を図るため、様々な取組を行っています。

こうした取組を一步進め、土地・建物の情報を一元的に管理する資産バンクシステムを活用し、より一層有効な資産管理を進めます。

さらに、定期借地権制度の活用や共同ビル建設など多様な手法を駆使し、資産の価値を最大限発揮させる、柔軟かつ効果的な利活用を推進していきます。



效果

資産の有効活用により、水道財政に寄与します。

	19年度	20年度	21年度
年次計画			
	順次実施		

※ ナレッジマネジメントシステム

共有資産としての知識の創造・活用の仕組みを業務プロセスに組み入れて活用する経営手法

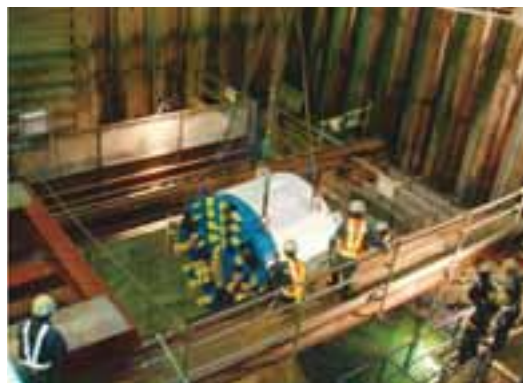
4 給水安定性の向上と経営の効率化に向けた広域化の推進

(1) 多摩地区水道の広域的経営

「多摩地区水道経営改善基本計画」に基づき各市町への事務委託を着実に解消し、サービスステーションを順次設置するとともに、多摩お客さまセンターにおけるワンストップサービスを実現します。

また、市町域にとらわれない広域的な施設整備や、一体的・効率的な施設管理を行っていきます。

さらに、事業運営に当たっては、民間活力を積極的に活用していきます。



▲多摩丘陵幹線整備工事（シールドマシン）

効果

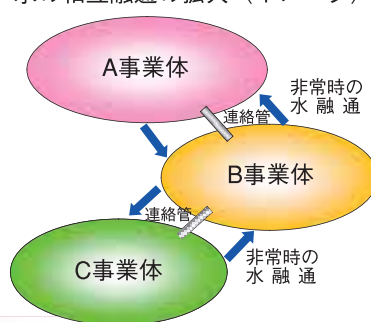
お客さまサービスや給水安定性が一層向上するとともに、事業運営の更なる効率化を図ることができます。

年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

(2) 近隣事業体との連携

都県域を越えた水の相互融通を行う体制を強化するとともに、共同の防災訓練を実施するなど、近隣事業体との連携を深めます。

水の相互融通の拡大（イメージ）



▲防災訓練

効果

震災時や大規模な水源水質事故時等において迅速な対応が可能となります。

年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

5 次世代を見据えた幅広い施策の推進

これまでの取組から一步踏み込んだモデル事業や、環境に配慮した事業運営を実施するなど、CSR※（企業の社会的責任）の視点にも立って、幅広い施策を推進していきます。

（1）水道文化の継承

蛇口から直接水を飲むという日本が誇る水道文化を次世代に継承するため、これまでの取組から一步踏み込んだ貯水槽水道対策の一環として、公立小学校400校を対象に、水飲栓の直結給水化モデル事業を推進します。さらに、次世代を担う小学生の水道に対する理解を深めるため、劇などを取り入れた、わかりやすく、親しみやすい授業を実施します。

- ①公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業（再掲：35ページを参照）
- ②水道キャラバン（再掲：36ページを参照）

（2）地球環境の重視

① 多様な主体との連携による森づくり

水道水源林を保護・育成するため、「第10次水道水源林管理計画」に基づき、人工林の健全な育成や、シカ被害対策などの取組を推進しています。また、荒廃した民有人工林を再生するとともに、水道事業における森林保全の重要性を理解していただくため、平成14年7月に多摩川水源森林隊を設立し、ボランティア主体の保全活動と、住民参加による学習活動を実施しています。

今後、ボランティアやNPO等との連携・協働を深め、多様な主体による森づくりを進めていきます。



▲ボランティアによる枝打作業
（多摩川水源森林隊）

効果

水源地保全が促進されるとともに、多様な主体との連携を通じて、森林保全の重要性に対する理解がより一層醸成されます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画			
順次実施			

※ CSR (Corporate Social Responsibility)

企業が、社会的・環境的課題などを自発的に経営戦略、経営活動の中核に取り込み、顧客、従業員、地域社会、行政などの様々な主体と協働しながら、持続可能な社会に貢献する活動

② 環境施策の推進

私たちの生活に欠かせない水を育む地球環境を守るため、水道局では水源林の保全など様々な取組を行っています。

引き続き、より一層環境に配慮した事業運営を推進するため、「東京都水道局環境計画」に基づき、実効性のある環境施策を実施していきます。

主な取組

- ・ 水道水源林の保全
- ・ 太陽光発電設備の整備
- ・ 小水力発電※設備の整備 など

効果

環境負荷の低減を図ることができます。

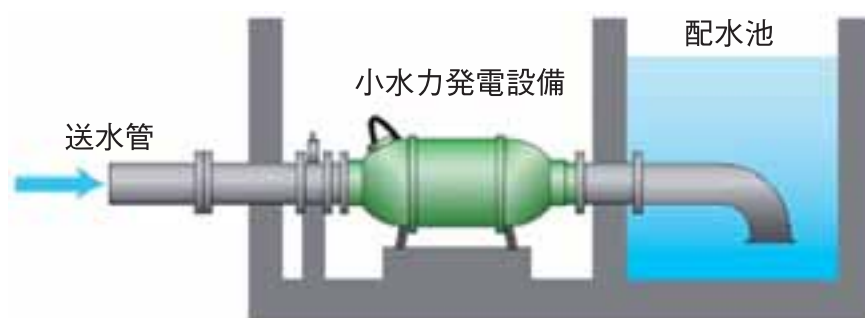


▲水道水源林



▲太陽光発電設備（朝霞浄水場）

小水力発電設備（イメージ）



年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

※ 小水力発電

水道管の中の水流や水路の落差を利用して発電する小規模な水力発電

(3) 国内外の水道界への貢献

水道局は、世界有数の水道事業体であり、技術協力などを通じて国内外の水道界への積極的な貢献に努めています。

今後も、大学や民間企業と連携した調査・研究や技術開発を一層推進していきます。

さらに、他水道事業体等との連携による研修や、海外技術者に対する研修等を推進し、技術・ノウハウを積極的に国内外へと発信していきます。

効果

水道技術・ノウハウの発信により、幅広く水道界へ貢献することができます。



▲海外研修生の受入れ（左：アジア大都市ネットワーク21※、右：JICA集団研修）▲



▲ナノ（NF）膜による浄水処理の共同研究

	19年度	20年度	21年度
年次計画	共同研究・技術開発		
	順次実施		
	連携した研修の実施		
	順次実施		

※ アジア大都市ネットワーク21

アジアの首都及び大都市が新技術開発、環境対策、産業振興などの共通の課題に取り組むため、共同して事業を推進し、その成果をアジア地域の繁栄と発展につなげていこうという、国際的ネットワーク

III 財政・事業運営体制

1 財政収支計画

平成19年度から21年度までの財政収支計画は次のとおりです。

(単位：百万円)

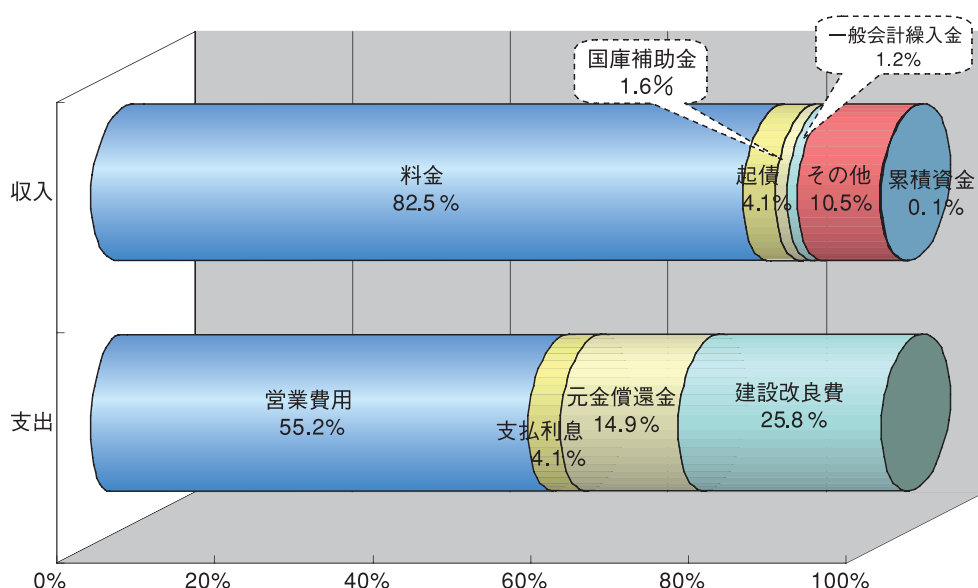
年 度	収 入						支 出					収 支 過 不 足 額	累積収支 過 不 足 額 (18年度末 見込 1,532)
	料 金	起 債	国 庫 補助金	一般会計 繰 入 金	その他	計	営業費用	支払利息	元 金 償 還 金	建 設 改 良 費	計		
19	320,307	22,584	6,662	4,633	40,309	394,495	210,438	17,425	66,282 (△3,900)	99,918 (5,000)	394,063	432	1,964
20	321,327	12,644	6,560	4,797	40,187	385,515	216,726	16,072	53,353	100,856 (5,000)	387,007	△1,492	472
21	323,078	12,154	5,171	4,888	42,854	388,145	218,502	14,903	54,507	100,705 (5,000)	388,617	△472	0
計	964,712	47,382	18,393	14,318	123,350	1,168,155	645,666	48,400	174,142 (△3,900)	301,479 (15,000)	1,169,687	△1,532	

注1 起債及び元金償還金は、借換分を除いたものである。

2 元金償還金は、民間債の満期一括償還制度導入に伴う平準化[※]をした後の額である（カッコ内は内書き）。

3 建設改良費は、大規模浄水場更新積立金を含めた額である（カッコ内は内書き）。

計画期間内の収支比較表



※ 民間債の満期一括償還制度導入に伴う平準化

民間債について、それまでの元金の一定額を定期的に償還する方法から、平成4年に新たに最終償還期日に全額償還する方法が導入されたことに伴い、元金償還金の財政負担の急激な増減を平準化すること

2 不断の経営努力

徹底した内部努力を行い、平成19年度から21年度までの3年間で、220億円の経費縮減と収入の確保に取り組み、現行の料金水準を維持します。

① 事業運営体制の抜本的な見直し

水道局及び監理団体による一体的事業運営体制の構築や民間委託の一層の拡大など、事業運営体制の抜本的な見直しを行います。

② 既定経費の節減

情報システム経費や事務諸経費など、既定経費の節減に努めます。

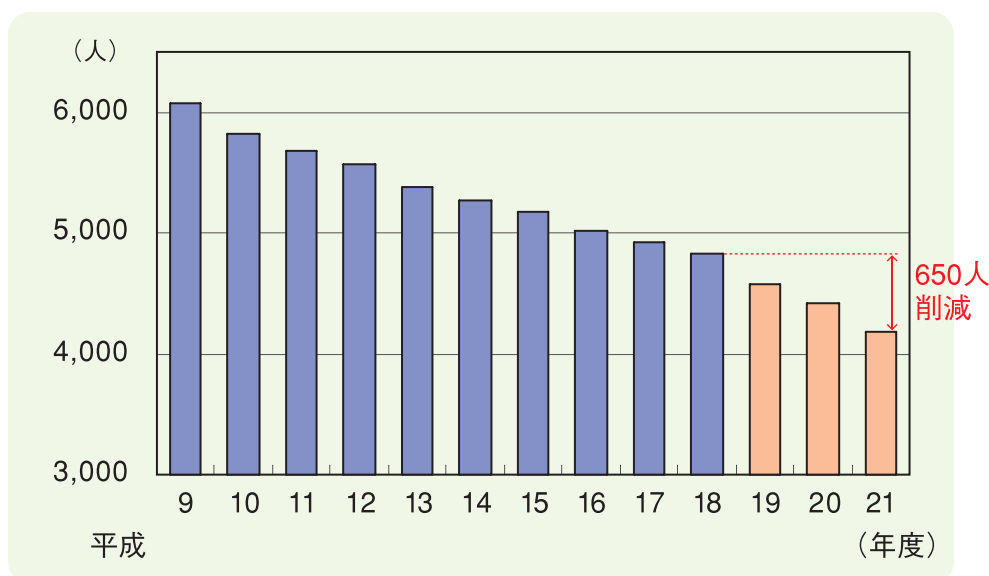
③ 資産の有効活用等

定期借地権制度の活用等により資産の有効活用を進めるとともに、未利用地を可能な限り売却していきます。

(単位：百万円)

事 項	19年度	20年度	21年度	計
事業運営体制の抜本的な見直し (職員定数の削減)	2,602 (250人)	3,817 (150人)	6,280 (250人)	12,699 (650人)
既定経費の節減	981	1,428	1,947	4,356
資産の有効活用等	1,971	479	2,495	4,945
計	5,554	5,724	10,722	22,000

職員定数の推移



3 事業運営体制

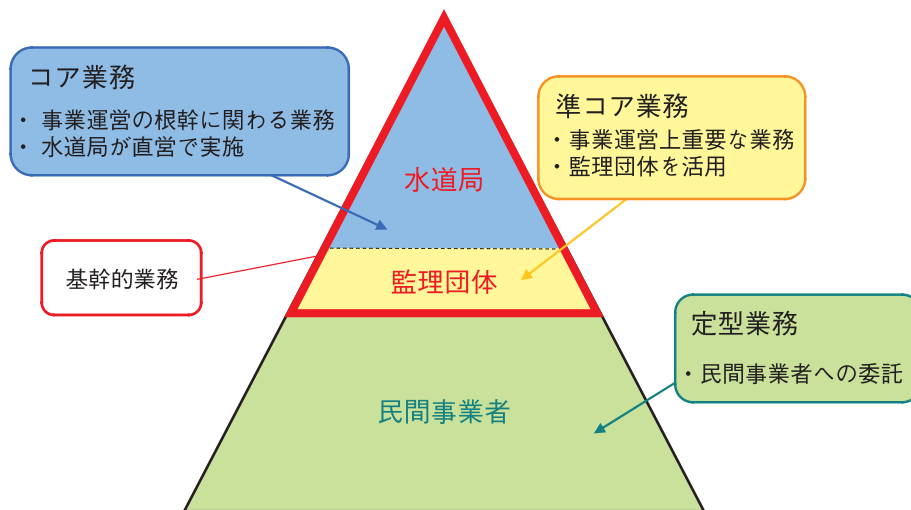
(1) 事業運営体制の基本的方向性

水道事業における基幹的業務については、水道局と水道局が所管する東京都監理団体が担うこととし、経営方針や経営目標等を共有したうえで、一体的な事業運営体制を順次構築していきます。

また、定型的な業務など民間に委ねられる業務は、可能な限り民間事業者へ委託していきます。

これにより、公共性と効率性を両立させながら、将来にわたり、責任をもって安全でおいしい水を安定的に供給していきます。

一体的事業運営体制（イメージ）



各主体が担うべき役割及び具体的事例

区 分	内 容	具体的事例
水 道 局 (コア業務)	水道事業運営の根幹に関わる全体業務	経営方針や施設整備計画の策定、水質管理 重要な施設の維持管理、広域的な水運用 など
監理団体 (準コア業務)	事業運営上重要な業務	民間事業者へ委託した業務の監督指導、 総合受付業務、施設の運転管理 など
民間事業者 (定型業務)	定型的な業務をはじめ、 民間委託が可能な業務	水道メータ検針業務、 請負工事（設備工事、管工事等） など

注 役割分担については、社会経済状況の変化等を踏まえ、不断の見直しを行っていきます。

(2) 一体的事業運営体制の構築に向けた取組

①監理団体への業務移転

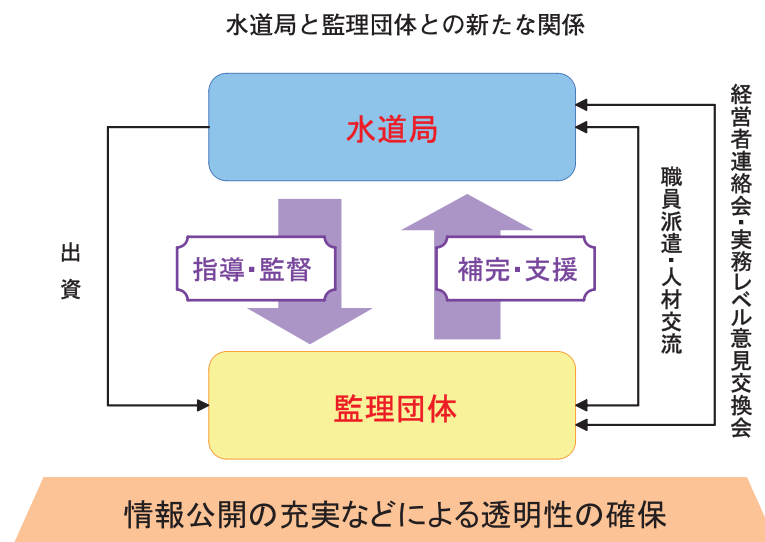
一体的事業運営体制の構築に向け、監理団体への業務移転を順次実施します。

区 分	監理団体への移転業務	時 期
区 部	水道料金徴収関連業務 浄水場の運転監視業務 給水所の維持点検業務 給水装置の新設・改造等の審査業務 など	施設整備の状況等を踏まえ、 平成28年度までに一体的 事業運営体制を構築
多 摩	水道料金徴収関連業務 浄水所・給水所の運転監視・維持点検業務 給水装置の新設・改造等の審査業務 など	事務委託の解消等に合わせ、 平成24年度までに一体的 事業運営体制を構築

②監理団体に対する指導監督

公益的視点に基づいた計画的な事業運営並びに更なる透明性及び公正性の確保の観点から、監理団体に対する指導監督を徹底していきます。

事 項	内 容
中期経営計画の策定	3か年の経営計画を策定するとともに毎年度適切に見直し
経営評価制度の実施	経営計画を進ちょく管理し、経営改革への取組を総合評価
役員業績評価制度の実施	経営目標の達成状況等を総合評価し、報酬へ適切に反映
監査制度の充実	経理の信頼性及び透明性向上に向け、監査制度を充実
情報公開の充実	社内規程等を整備し、契約情報をはじめ幅広く情報を公開



IV 目標管理

1 経営に関する指標

計画期間内の経営に関する指標は次のとおりです。

指 標		算定方法	17年度 (実績)	19年度 (計画)	20年度 (計画)	21年度 (計画)
経営の 効率性	職員一人当たりの給水件数 (千件/人)	給水件数 / 全職員	1.3	1.5	1.5	1.7
	職員一人当たりの配水管管理延長 (km/人)	配水管管理延長 / 全職員	5.1	5.6	5.8	6.2
	職員一人当たりの有収水量 (千m ³ /人)	有収水量 / 全職員	309.1	337.9	350.6	374.2
	給水原価 (円/m ³)	(総支出額-関連収入) / 調定水量	211.5	204.5	205.7	204.7
経営基盤の 強化	職員給与比率 (%)	(職員給与費 / (収益的支出+資本的支出)) ×100	8.3	8.0	8.1	7.7
	企業債残高 (億円)	年度末企業債未償還残高	5,825	5,003	4,596	4,173
	給水収益に対する元利償還割合 (%)	((支払利息+元金償還金) / 給水収益) ×100	29.4	27.2	21.4	21.3
	自己資本構成比率 (%)	((自己資本金+剰余金) / (負債+資本)) ×100	68.8	73.5	75.7	77.9
収益性	経常収支比率 (%)	((営業収益+営業外収益) / (営業費用+営業外費用)) ×100	118.8	119.3	119.4	120.1

注1 指標値は、すべて税込みの額により算出している。

2 給水原価は、総支出額の中に資本的支出額を含めた資金ベースで算出している。

3 給水原価、企業債残高及び自己資本構成比率は、民間債の満期一括償還制度導入に伴う平準化した後の額を基準として算出している。

4 給水収益に対する元利償還割合は、借換分を除いたもので算出している。

2 施設整備に関する指標

計画期間内の施設整備に関する指標は次のとおりです。

目 標		算定方法	17年度 (実績)	21年度 (計画)	達成年次 (目標)
安定給水	渇水時における安定給水の ための水源確保率 (%)	(確保した水源量 / 目標とする水源量) × 100	92	94	23年度 100
	ろ過池耐震施設率 ^{注1} (%)	(耐震化ろ過池処理能力 / ろ過池総処理能力) × 100	50	56	28年度 90
	配水池耐震施設率 ^{注1} (%)	(耐震化配水池容量 / 配水池総容量) × 100	31	56	28年度 95
	停電時の給水確保率 (%)	(停電時給水確保量 / 停電時使用見込量) × 100	83	93	25年度 100
	事故時の安定給水確保率 (%)	(配水区域を持つ浄水場・給水所の配水池容量/ 計画一日最大配水量の12 時間分) × 100	73	77	28年度 85
	経年管の解消率 (%)	(経年管取替済延長 / 経年管延長) × 100	95	99	25年度 100
	初期ダクトイル管の 解消率 (%)	(初期ダクトイル管取替済延長 / 初期ダクトイル管延長) × 100	7	19	28年度 55
	ダクトイル鋳鉄管率 (%)	(ダクトイル鋳鉄管等の管路延 長 / 管路の総延長) × 100	98	99	25年度 100
	管路の耐震継手率 ^{注2} (%)	(耐震型継手を有する管路延長 / 管路の総延長) × 100	20	26	28年度 35
	重要施設供給ルートに おける耐震継手率 ^{注2} (%)	(耐震継手管の延長 / 供給ルートの管路延長) × 100	22	38	28年度 100
安全で おいしい水 の供給	大口径給水管の耐震化率 (%)	(施工済給水栓数 / 対象給水栓数) × 100	65	78	25年度 100
	高度浄水処理率 (利根川水系) (%)	(高度浄水配水量 / 利根川水系配水量) × 100	57	76	25年度 100
	残留塩素目標達成率 (%)	(0.1～0.4mg/L の給水栓データ数 / 給水栓の全データ数) × 100	60	65	25年度 100
蛇口復帰 に向けた 取組	トリクロロミン 目標達成率 (%)	(0mg/L の給水栓データ数 / 給 水栓の全データ数) × 100	60	75	25年度 100
	貯水槽点検率 (%)	(貯水槽点検件数(累計) / 「クリーンアップ！ 貯水槽」点検対象件数) × 100	25	20年度 100	20年度 100
	直結給水率 (%)	(直結給水件数 / 給水件数) × 100	62	65	28年度 70

注1 現在の施設は、関東大震災を想定して整備してきているが、この指標は、より厳しい内陸直下型地震への対応を示すものである。

2 現在の管路は、関東大震災を想定して整備してきているが、この指標は、より厳しい内陸直下型地震に対応するため、阪神・淡路大震災を契機に全面採用した耐震継手管の延長割合を示すものである。

参考 主要都市の水道事業（平成16年度）

	給水人口 (千人)	給水件数 (千件)	導送配水管延長 (km)	施設能力 (千m ³ /日)	一日平均 配水量 (千m ³ /日)	職員数 (人)	水道料金 (円(税込))	有収率 (%)	給水原価 (円/m ³ (税抜))	自己資本 構成比率 (%)
東京都	12,134	6,433	25,659	6,860	4,451	4,683	3,319	93.9	191.44	66.6
札幌市	1,855	845	5,707	835	545	723	4,452	91.6	231.63	41.0
仙台市	1,004	433	3,443	546	346	496	4,956	91.7	229.90	43.0
さいたま市	1,067	458	2,799	472	347	426	4,263	91.2	222.58	46.7
川崎市	1,307	617	2,425	988	483	833	2,992	86.4	193.10	57.4
横浜市	3,586	1,648	9,096	1,820	1,208	2,229	3,528	92.1	199.98	58.1
名古屋市	2,304	1,152	5,523	1,424	820	1,514	3,672	92.6	178.79	53.4
京都市	1,428	709	3,853	951	599	931	3,294	85.7	167.15	37.6
大阪市	2,619	1,432	5,141	2,430	1,326	2,186	2,536	88.4	162.98	34.1
神戸市	1,515	727	4,881	900	552	826	3,097	92.4	201.58	78.7
広島市	1,172	503	4,363	628	405	637	3,194	92.1	167.89	55.4
北九州市	988	449	4,034	769	350	412	2,872	86.9	160.19	60.5
福岡市	1,342	725	3,838	748	402	413	4,223	95.7	245.24	44.3

注1 平成16年度地方公営企業決算の状況（総務省）調などによる。

2 職員数は、年度末の常時雇用職員数である。

3 水道料金は、口径別料金体系では口径20mm、用途別料金体系では家事用とし、1か月24m³で算出している（平成18年4月1日現在）。また、東京都の水道料金は口座割引適用後のものである（適用前は3,372円）。

4 給水原価は、総務省基準により算出している。

資料編



1 施設整備主要事業計画

(1) 施設整備主要事業計画

(単位：百万円)

事業名		事業費	年度別計画額		
			19年度	20年度	21年度
水源及び浄水施設整備事業		96,000	32,000	32,000	32,000
送配水施設整備事業		157,000	52,000	52,000	53,000
給水設備整備事業		17,000	6,000	6,000	5,000
計		270,000	90,000	90,000	90,000
財 源	企業債	47,382	22,584	12,644	12,154
	国庫補助金	18,393	6,662	6,560	5,171
	一般会計繰入金	6,902	2,234	2,334	2,334
	その他	197,323	58,520	68,462	70,341

(2) 主要な施設整備の工期

			工 程											
			18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
水源 及び 浄水 施設 整備 事業	堤体耐震強化	村山下貯水池												
	導水施設の整備	原水連絡管の二重化												
	高度浄水施設	三園浄水場												
		東村山浄水場												
		金町浄水場（三期）												
		三郷浄水場（二期）												
		朝霞浄水場（二期）												
送 配 水 施 設 整 備 事 業	送水管新設	東南幹線（八潮～大井）												
		（豊洲～八潮）												
	配水本管新設	多摩丘陵幹線（拝島～鎌水小山）												
		第二城北線												
	給水所新設	大井給水所												
		大谷口給水所												
	江北給水所													
		王子給水所												
	代々木給水所													
		梅郷給水所												
	吹上配水所													
		配水池増強	小右衛門給水所											
	和田堀給水所													
		多摩平浄水所												
	秋留台給水所													
清瀬元町浄水所														
給水設備整備事業														

注 本表には、計画期間（平成19～21年度）に行う主要な施設整備を表示している。 設計等 工事

(3) 事業別内訳

① 水源及び浄水施設整備事業

(単位：百万円)

	事業費	年度別計画額			主な整備内容
		19年度	20年度	21年度	
水源及び浄水施設整備事業	96,000	32,000	32,000	32,000	
水源分担金	20,700	6,700	7,000	7,000	水源施設建設費分担金
導水施設の整備	200	0	100	100	原水連絡管の二重化
堤体の耐震強化	3,921	1,832	2,089	0	村山下貯水池
高度浄水施設の建設	49,300	17,094	17,669	14,537	三園浄水場、東村山浄水場 金町浄水場（三期）、三郷浄水場（二期） 朝霞浄水場（二期）
多摩地区小規模 浄水所の整備	1,437	947	280	210	3か所
既存施設の更新	18,342	4,727	4,162	9,453	浄水施設の耐震補強等
事務費	2,100	700	700	700	

② 送配水施設整備事業

(単位：百万円)

	事業費	年度別計画額			主な整備内容
		19年度	20年度	21年度	
送配水施設整備事業	157,000	52,000	52,000	53,000	
送配水管ネットワークの強化	59,470	20,887	19,703	18,880	140 km
送配水管の耐震強化等	55,893	17,986	18,807	19,100	409 km
配水池等の整備	34,737	10,827	11,190	12,720	給水所新設7か所 配水池増強5か所 等
事務費	6,900	2,300	2,300	2,300	

③ 給水設備整備事業

(単位：百万円)

	事業費	年度別計画額			主な整備内容
		19年度	20年度	21年度	
給水設備整備事業	17,000	6,000	6,000	5,000	
公立小学校の水飲栓 直結給水化	2,100	400	1,700	0	モデル事業実施校 400 校
大口径給水管の耐震強化	4,200	1,400	1,400	1,400	取替栓数 1,800 栓
私道内給水管整備等	10,100	4,000	2,700	3,400	96 km
事務費	600	200	200	200	

2 財政収支見積

(1) 収入見積

(単位：百万円)

事 項		1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	計
料 金 収 入	料 金 収 入	320,307	321,327	323,078	964,712
	調 定 水 量 (千 m ³)	1,539,762	1,545,410	1,555,995	4,641,167
	販 売 単 価 (円 / m ³)	208.02	207.92	207.63	—
起 債		22,584	12,644	12,154	47,382
国 庫 補 助 金		6,662	6,560	5,171	18,393
一 般 会 計 繰 入 金	料金特別措置補てん金	1,955	1,991	2,028	5,974
	水 源 開 発 等 出 資 金	2,567	2,695	2,749	8,011
	そ の 他	111	111	111	333
	計	4,633	4,797	4,888	14,318
そ の 他 収 入	受 託 事 業 収 益	3,296	3,183	3,199	9,678
	下水道料金徴収費負担金	16,345	17,738	18,281	52,364
	配水管等改造工事分担金	2,904	2,413	2,450	7,767
	そ の 他	17,764	16,853	18,924	53,541
	計	40,309	40,187	42,854	123,350
合 計		394,495	385,515	388,145	1,168,155

注 起債は、借換分を除いたものである。

(2) 支出見積

(単位：百万円)

事 項		1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	計
営 業 費 用	原 水 費	16,179	17,322	17,380	50,881
	浄 水 費	28,920	30,998	30,976	90,894
	配 水 費	80,672	81,722	83,102	245,496
	給 水 費	23,941	26,475	26,752	77,168
	受 託 事 業 費	3,296	3,183	3,199	9,678
	業 務 費	30,564	29,794	29,720	90,078
	総 係 費	19,181	19,700	19,864	58,745
	そ の 他 営 業 費 用	523	678	727	1,928
	雑 支 出 等	7,162	6,854	6,782	20,798
	計	210,438	216,726	218,502	645,666
支 払 利 息		17,425	16,072	14,903	48,400
元 金 償 還 金		66,282 (△ 3,900)	53,353	54,507	174,142 (△ 3,900)
建 設 改 良 費	原 水 及 浄 水 施 設 費	37,001	36,972	36,476	110,449
	配 水 施 設 費	52,808	53,734	51,211	157,753
	営 業 設 備 費	5,109	5,150	8,018	18,277
	大 規 模 浄 水 場 更 新 積 立 金	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(15,000)
	計	99,918	100,856	100,705	301,479
合 計		394,063	387,007	388,617	1,169,687

注1 元金償還金は、借換分を除いたもので、民間債の満期一括償還制度導入に伴う平準化をした後の額(カッコ内は内書き)である。

2 建設改良費のうち、大規模浄水場更新積立金は、後年度の財政需要に対応するものであり、カッコ書きで表示している。

3 水道事業ガイドライン 業務指標一覧

分類	番号	業務指標	定義	指標値		
				15年度	16年度	17年度
安心	1001	水源利用率（％）	（一日平均配水量 / 確保している水源水量）×100	70.8	71.5	71.1
	1002	水源余裕率（％）	（確保している水源水量/一日最大配水量－1）×100	25.6	21.8	25.0
	1003	原水有効利用率（％）	（年間有効水量 / 年間取水量）× 100	94.1	94.0	93.9
	1004	自己保有水源率（％）	（自己保有水源水量 / 全水源水量）×100	18.9	18.9	18.9
	1005	取水量 1 m ³ 当たり 水源保全投資額(円/m ³)	水源保全に投資した費用 / その流域からの取水量	4.9	5.1	5.3
	1101	原水水質監視度(項目)	原水水質監視項目数	129	144	144
	1102	水質検査箇所密度 (箇所/100km ²)	（水質検査採水箇所数 / 給水区域面積）× 100	10.1	10.1	10.1
	1103	連続自動水質監視度 (台/(1,000m ³ /日))	（連続自動水質監視装置設置数/一日平均配水量）×1,000	0.028	0.028	0.028
	1104	水質基準不適合率（％）	（水質基準不適合回数/全検査回数）×100	0.0	0.0	0.0
	1105	カビ臭から見た おいしい水達成率（％）	（（1－ジェニシ最大濃度/水質基準値）＋（1－2・メチル イソブチル最大濃度/水質基準値））/2）×100	100.0	100.0	100.0
	1106	塩素臭から見た おいしい水達成率（％）	（1－（年間残留塩素最大濃度－残留塩素水質管理目標 値）/残留塩素水質管理目標値）×100	0.0	0.0	0.0
	1107	総トリハロメタン濃度 水質基準比（％）	（総トリハロメタン最大濃度 / 総トリハロメタン濃度水質基準値）×100	50.0	52.0	47.0
	1108	有機物（TOC）濃度水質基準比 （％）	（有機物最大濃度 / 有機物水質基準値）×100	データなし	32.0	26.0
	1109	農薬濃度水質管理目標比（％）	（測定を実施した農薬毎の最大濃度をそれぞれの水質管理 目標値で除した値の合計値/測定を実施した農薬数） ×100	0.039	0.059	0.031
	1110	重金属濃度水質基準比（％）	（6項目の重金属毎の最大濃度をそれぞれの水質基準値で 除した値の合計/6）×100	16.7	11.7	10.0
	1111	無機物質濃度水質基準比（％）	（6項目の無機物質毎の最大濃度をそれぞれの水質基準値 で除した値の合計/6）×100	35.9	32.1	29.6
	1112	有機物質濃度水質基準比（％）	（4項目の有機物質毎の最大濃度をそれぞれの水質基準値 で除した値の合計/4）×100	25.0	20.0	15.0
	1113	有機塩素化学物質濃度 水質基準比（％）	（9項目の有機塩素化学物質毎の最大濃度をそれぞれの 水質基準値等で除した値の合計/9）×100	21.3	15.1	14.1
	1114	消毒副生成物濃度水質基準比 （％）	（5項目の消毒副生成物毎の最大濃度をそれぞれの水質 基準値で除した値の合計/5）×100	41.2	25.5	17.6
	1115	直結給水率（％）	（直結給水件数 / 給水件数） ×100	62.6	62.1	62.4
安定	1116	活性炭投入率（％）	（年間活性炭投入日数 / 年間日数）×100	71.3	90.1	100.0
	1117	鉛製給水管率（％）	（鉛製給水管使用件数 / 給水件数） × 100	5.8	3.7	1.4
	2001	給水人口一人当たり 貯留飲料水量(L/人)	（（配水池総容量（緊急貯水槽容量は除く）×1/2 ＋緊急貯水槽容量）/給水人口）×1,000	138.8	138.7	139.5
	2002	給水人口一人当たりの配水量 (L/日/人)	（一日平均配水量 / 給水人口）×1,000	365.6	366.8	361.5
	2003	浄水予備力確保率（％）	（（全浄水施設能力－一日最大浄水量） / 全浄水施設能力）×100	28.8	25.5	27.4
	2004	配水池貯留能力(日)	配水池総容量 / 一日平均配水量	0.7	0.7	0.8
	2005	給水制限数（日）	年間給水制限日数	0	0	0
	2006	普及率（％）	（給水人口 / 給水区域内人口）×100	100.0	100.0	100.0
	2007	配水管延長密度(km/km ²)	配水管延長 / 給水区域面積	20.3	20.5	20.7
	2008	水道メータ密度(個/km)	水道メータ数 / 配水管延長	251.6	254.3	257.1

分類	番号	業務指標	定 義	指 標 値		
				15年度	16年度	17年度
安定	2101	経年化浄水施設率（％）	(法定耐用年数を超えた浄水施設能力／全浄水施設能力) ×100	7.4	7.5	7.5
	2102	経年化設備率（％）	(経年化年数を超えている電気・機械設備数／電気・機械設備の総数) ×100	54.2	56.2	50.7
	2103	経年化管路率（％）	(法定耐用年数を超えた管路延長／管路総延長) ×100	0.8	0.9	1.3
	2104	管路の更新率（％）	(更新された管路延長／管路総延長) ×100	1.4	1.1	1.3
	2105	管路の更生率（％）	(更生された管路延長／管路総延長) ×100	0.0	0.0	0.0
	2106	バルブの更新率（％）	(更新されたバルブ数／バルブ設置数) ×100	1.5	1.2	1.2
	2107	管路の新設率（％）	(新設管路延長／管路総延長) ×100	0.8	0.8	0.6
	2201	水源の水質事故数(件)	年間水源水質事故件数	6	33	15
	2202	幹線管路の事故割合(件/100km)	(幹線管路の事故件数／幹線管路延長) ×100	5.1	5.0	4.1
	2203	事故時配水量率（％）	(事故時配水量／一日平均配水量) ×100	100.0	100.0	100.0
	2204	事故時給水人口率（％）	(事故時給水人口／給水人口) ×100	0.0	0.0	0.0
	2205	給水拠点密度(箇所/100km ²)	(配水池・緊急貯水槽数／給水区域面積) ×100	15.4	16.2	16.3
	2206	系統間の原水融通率（％）	原水の融通能力／受水側浄水能力×100 〔上段：朝霞浄水場 → 東村山浄水場〕 〔下段：東村山浄水場 → 朝霞浄水場〕	64.9 51.8	64.9 51.8	64.9 51.8
	2207	浄水施設耐震率（％）	(耐震対策の施されている浄水施設能力／全浄水施設能力) ×100	0	0	0
	2208	ポンプ所耐震施設率（％）	(耐震対策の施されているポンプ所能力／全ポンプ所能力) ×100	75.3	80.4	81.1
	2209	配水池耐震施設率（％）	(耐震対策の施されている配水池容量／配水池総容量) ×100	20.9	24.7	30.8
	2210	管路の耐震化率（％）	(耐震管延長／管路総延長) ×100	16.8	18.3	20.2
	2211	薬品備蓄日数(日)	平均薬品貯蔵量／一日平均使用量	38.6	43.3	49.4
	2212	燃料備蓄日数(日)	平均燃料貯蔵量／一日使用量	1.1	1.0	1.0
	2213	給水車保有度(台/1,000人)	(給水車数／給水人口) ×1,000	0.0005	0.0005	0.0005
	2214	可搬ポリタンク・ポリパック保有度(個/1,000人)	(可搬ポリタンク・ポリパック数／給水人口) ×1,000	1.2	1.5	1.5
	2215	車載用の給水タンク保有度(m ³ /1,000人)	(車載用給水タンクの総容量／給水人口) ×1,000	0.020	0.022	0.020
	2216	自家発電設備容量率（％）	(自家発電設備容量／当該設備の電力総容量) ×100	54.3	54.4	54.6
	2217	警報付施設率（％）	(警報付施設数／全施設数) ×100	100.0	100.0	100.0
	2218	給水装置の凍結発生率(件/1,000件)	(給水装置の年間凍結件数／給水件数) ×1,000	0.0044	0.0177	0.0745

分類	番号	業務指標	定 義	指 標 値		
				15年度	16年度	17年度
持 続	3001	営業収支比率（％）	（営業収益／営業費用）×100	122.0	124.7	124.8
	3002	経常収支比率（％）	（（営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用））×100	112.8	116.6	118.6
	3003	総収支比率（％）	（総収益／総費用）×100	113.3	116.6	118.7
	3004	累積欠損金比率（％）	（累積欠損金／（営業収益－受託工事収益））×100	0	0	0
	3005	繰入金比率（収益的収支分）（％）	（損益勘定繰入金／収益的收入）×100	0.4	0.5	0.4
	3006	繰入金比率（資本的収入分）（％）	（資本勘定繰入金／資本的収入）×100	5.2	5.2	7.1
	3007	職員一人当たり給水収益（1,000円/人）	（給水収益／損益勘定所属職員数）／1,000	71,444	73,504	73,744
	3008	給水収益に対する職員給与費の割合（％）	（職員給与費／給水収益）×100	14.8	14.4	14.6
	3009	給水収益に対する企業債利息の割合（％）	（企業債利息／給水収益）×100	8.8	7.7	6.8
	3010	給水収益に対する減価償却費の割合（％）	（減価償却費／給水収益）×100	22.3	21.8	23.0
	3011	給水収益に対する企業債償還金の割合（％）	（企業債償還金／給水収益）×100	22.8	23.6	24.1
	3012	給水収益に対する企業債残高の割合（％）	（企業債残高／給水収益）×100	227.7	208.1	194.6
	3013	料金回収率（給水にかかる費用のうち水道料金で回収する割合）（％）	（供給単価／給水原価）×100	103.0	106.6	107.4
	3014	供給単価（円/ｍ ³ ）	（給水収益／有収水量）	203.8	204.0	199.5
	3015	給水原価（円/ｍ ³ ）	（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費））／有収水量	197.9	191.4	185.7
	3016	1 箇月当たり家庭用料金（10ｍ ³ ）（円）	1 箇月当たりの一般家庭用（口径13mm）の基本料金＋10 ｍ ³ 使用時の従量料金	966	965	965
	3017	1 箇月当たり家庭用料金（20ｍ ³ ）（円）	1 箇月当たりの一般家庭用（口径13mm）の基本料金＋20 ｍ ³ 使用時の従量料金	2,331	2,309	2,309
	3018	有収率（％）	（有収水量／給水量）×100	93.6	93.9	94.2
	3019	施設利用率（％）	（一日平均給水量／一日給水能力）×100	63.3	64.9	64.5
	3020	施設最大稼働率（％）	（一日最大給水量／一日給水能力）×100	71.2	74.5	72.6
	3021	負荷率（％）	（一日平均給水量／一日最大給水量）×100	88.9	87.0	88.9
	3022	流動比率（％）	（流動資産／流動負債）×100	246.1	264.1	255.5
	3023	自己資本構成比率（％）	（（自己資本金＋剰余金）／負債・資本合計）×100	64.8	66.6	68.4
	3024	固定比率（％）	（固定資産／（自己資本金＋剰余金））×100	142.3	138.0	133.8
	3025	企業債償還元金対減価償却費比率（％）	（企業債償還元金／当年度減価償却費）×100	102.2	108.1	104.5
	3026	固定資産回転率（回）	（営業収益－受託工事収益）／（（期首固定資産＋期末固定資産）／2）	0.16	0.16	0.16
	3027	固定資産使用効率（ｍ ³ /10,000円）	（給水量／有形固定資産）×10,000	8.4	8.3	8.2

注1 指標値は、日本水道協会の「水道事業ガイドライン」に基づき、税抜き額により算出している。ただし、1か月当たり家庭用料金は、税込み、口座割引適用後の額である。

2 職員給与費は、収益的支出に係るものである（資本的支出に係るものを含んでいない）。

3 給水原価は、地方公営企業決算の状況（総務省）調の基準によって算出している。

分類	番号	業務指標	定 義	指 標 値		
				15年度	16年度	17年度
持 続	3101	職員資格取得度(件/人)	職員が取得している法定資格数 / 全職員数	データなし	1.2	1.5
	3102	民間資格取得度(件/人)	職員が取得している民間資格取得数 / 全職員数	データなし	0.0	0.0
	3103	外部研修時間(時間)	(職員が外部研修を受けた時間×人数) / 全職員数	6.8	8.0	6.3
	3104	内部研修時間(時間)	(職員が内部研修を受けた時間×人数) / 全職員数	17.7	19.1	17.4
	3105	技術職員率(%)	(技術職員総数 / 全職員数) ×100	50	50	50
	3106	水道業務経験年数度(年/人)	全職員の水道業務経験年数 / 全職員数	データなし	18.3	18.9
	3107	技術開発職員率(%)	(技術開発業務従事職員数 / 全職員数) ×100	0.4	0.4	0.4
	3108	技術開発費率(%)	(技術開発費 / 給水収益) ×100	0.1	0.2	0.1
	3109	職員一人当たり配水量 (m ³ /人)	年間配水量 / 全職員数	327,569	343,540	341,697
	3110	職員一人当たりメータ数 (個/人)	水道メータ数 / 全職員数	1,266.6	1,295.6	1,373.5
	3111	公傷率(%)	(公傷で休務した延べ人×日数) / (全職員数×年間公務日数) ×100	0.03	0.02	0.03
	3112	直接飲用率(%)	(直接飲用回答数 / 直接飲用アンケート回答数) ×100	データなし	データなし	51.9
	3201	水道事業に係る 情報の提供度(部/件)	広報誌配布部数 / 給水件数	2.8	2.8	2.7
	3202	モニタ割合(人/1,000人)	(モニタ人数 / 給水人口) ×1,000	0.04	0.04	0.04
	3203	アンケート情報収集割合 (人/1,000人)	(アンケート回答人数 / 給水人口) ×1,000	0.40	0.21	0.22
	3204	水道施設見学者割合 (人/1,000人)	(見学者数 / 給水人口) ×1,000	37.6	37.0	38.8
	3205	水道サービスに対する 苦情割合(件/1,000件)	(水道サービス苦情件数 / 給水件数) ×1,000	0.06	0.40	1.14
	3206	水質に対する苦情割合 (件/1,000件)	(水質苦情件数 / 給水件数) ×1,000	0.0010	0.0152	0.0256
	3207	水道料金に対する苦情割合 (件/1,000件)	(水道料金苦情件数 / 給水件数) ×1,000	0.011	0.125	0.285
	3208	監査請求数(件)	年間監査請求件数	0	1	0
環 境	3209	情報開示請求数(件)	年間情報開示請求件数	34	62	98
	3210	職員一人当たり受付件数 (件/人)	受付件数 / 全職員数	592.7	646.8	625.0
	4001	配水量1 m ³ 当たり電力消費量 (kWh/m ³)	全施設の電力使用量/年間配水量	0.5	0.5	0.5
	4002	配水量1 m ³ 当たり 消費エネルギー(MJ/m ³)	全施設での総エネルギー消費量/年間配水量	1.9	2.0	2.0
	4003	再生可能エネルギー利用率 (%)	(再生可能エネルギー設備の電力使用量 / 全施設の電力使用量) ×100	0.067	0.047	0.272
	4004	浄水発生土の有効利用率 (%)	(有効利用土量/浄水発生土量) ×100	68.4	61.6	55.0
	4005	建設副産物のリサイクル率 (%)	(リサイクルされた建設副産物量/ 建設副産物排出量) ×100	98.4	98.7	99.8
	4006	配水量1 m ³ 当たり 二酸化炭素(CO ₂)排出量 (g・CO ₂ /m ³)	(総二酸化炭素(CO ₂)排出量/年間配水量) ×10 ⁶	225.7	200.6	206.0
	4101	地下水率(%)	(地下水揚水量 / 水源利用水量) ×100	6.2	6.2	6.2

分類	番号	業務指標	定義	指標値		
				15年度	16年度	17年度
管理	5001	給水圧不適正率（％）	（適正な範囲になかった圧力測定箇所・日数の総和 ／（圧力測定箇所総数×年間日数））×100	0.6	0.0	0.0
	5002	配水池清掃実施率（％）	（最近5年間に清掃した配水池容量 ／（配水池総容量／5））×100	218.5	196.7	192.9
	5003	年間ポンプ平均稼働率（％）	（ポンプ運転時間の合計／ （ポンプ総台数×年間日数×24））×100	48.6	47.7	48.8
	5004	検針誤り割合（件/1,000件）	（誤検針件数／検針総件数）×1,000	0.03	0.03	0.04
	5005	料金請求誤り割合（件/1,000件）	（誤料金請求件数／料金請求総件数）×1,000	0.03	0.03	0.04
	5006	料金未納率（％）	（年度末未納料金総額／総料金収入額）×100	5.6	5.5	5.3
	5007	給水停止割合（件/1,000件）	（給水停止件数／給水件数）×1,000	13.2	13.5	15.3
	5008	検針委託率（％）	（委託した水道メータ数／水道メータ数）×100	100	100	100
	5009	浄水場第三者委託率（％）	（第三者委託した浄水場能力／全浄水場能力）×100	0	0	0
	5101	浄水場事故割合 （10年間の件数/箇所）	10年間の浄水場停止事故件数／浄水場総数	0.4	0.4	0.3
	5102	ダクトイル鋳鉄管・鋼管率 （％）	（ダクトイル鋳鉄管延長＋鋼管延長）／管路総延長 ×100	97.0	97.7	98.2
	5103	管路の事故割合（件/100km）	（管路の事故件数／管路総延長）×100	5.2	4.1	4.2
	5104	鉄製管路の事故割合（件/100km）	（鉄製管路の事故件数／鉄製管路総延長）×100	5.1	3.9	4.2
	5105	非鉄製管路の事故割合 （件/100km）	（非鉄製管路の事故件数／非鉄製管路総延長）×100	24.1	50.7	11.1
	5106	給水管の事故割合（件/1,000件）	（給水管の事故件数／給水件数）×1,000	4.3	3.9	2.9
	5107	漏水率（％）	（年間漏水量／年間配水量）×100	4.7	4.4	4.2
	5108	給水件数当たり漏水量 （m ³ /年/件）	年間漏水量／給水件数	11.9	11.2	10.4
	5109	断水・濁水時間（時間）	（断水・濁水時間×断水・濁水区域給水人口）／給水人口	データなし	0.03	0.08
	5110	設備点検実施率（％）	（電気・計装・機械設備等の点検回数 ／電気・計装・機械設備の法定点検回数）×100	298.7	298.7	332.1
	5111	管路点検率（％）	（点検した管路延長／管路総延長）×100	23.7	21.2	18.0
国際	5112	バルブ設置密度（基/km）	バルブ設置数／管路総延長	14.2	14.3	14.3
	5113	消火栓点検率（％）	（点検した消火栓数／消火栓数）×100	8.7	8.1	8.5
	5114	消火栓設置密度（基/km）	消火栓数／配水管延長	5.1	5.1	5.1
	5115	貯水槽水道指導率（％）	（貯水槽水道指導件数／貯水槽水道総数）×100	0.5	4.8	11.7
	6001	国際技術等協力度（人×週）	人的技術等協力者数 × 滞在週数	0	18	53
	6101	国際交流数（件）	年間人的交流件数	50	51	46

參考資料



1 東京都水道局の事業概要

(1) 基本事項

事業開始年月日	創立認可	明治23（1890）年7月5日
	供用開始	明治31（1898）年12月1日

	15年度	16年度	17年度
給水人口（千人）	12,052	12,134	12,246
給水区域面積（km ² ）	1,222.28	1,222.28	1,222.30
給水件数（千件）	6,311	6,433	6,551
配水管管理延長（km）	24,782	25,021	25,262
施設能力（m ³ /日）	6,959,500	6,859,500	6,859,500
職員数（人）	4,878	4,767	4,708

注 区部及び都営水道25市町

(2) 配水量

（単位：千m³）

	15年度	16年度	17年度
年間総配水量	1,612,624	1,624,602	1,615,886
一日平均配水量	4,406	4,451	4,427
一日最大配水量	4,958	5,114	4,982
区 部	3,652	3,723	3,673
多 摩	1,306	1,391	1,309

注 区部及び都営水道25市町のほか、未統合市への分水量を含む。

(3) 水道料金表

（1 か月分）

（平成17年1月1日から適用）

口 径		基 本 料 金	従 量 料 金								(1m ³ につき)	
			1～5m ³	6～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101～200m ³	201～1,000m ³	1,001m ³ ～	
一 般 用	13 mm	860円	0円	22円	128円	163円	202円	213円	298円	372円	404円	
	20 mm	1,170円										
	25 mm	1,460円										
	30 mm	3,435円	213円					298円	372円	404円		
	40 mm	6,865円										
	50 mm	20,720円	372円								404円	
	75 mm	45,623円										
	100 mm	94,568円										
	150 mm	159,094円										
	200 mm	349,434円										
250 mm	480,135円											
300 mm～	816,145円											
公衆浴場用		一般用に同じ (40mm以上は6,865円)	0円	22円							109円	

注 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(4) 財政収支の推移

(単位:百万円)

年度	収 入						支 出						収支差引 過不足額	累積収支 過不足額 △18,190
	料 金	起 債	国 庫 補助金	一般会計 繰入金	その他	計	営業費用	支払利息	元 金 償 還 金	建 設 改 良 費	その他	計		
6	309,388	55,462	4,421	6,702	60,822	436,795	240,462	42,982	36,275	117,085	384	437,188	△ 393	△ 18,583
7	319,280	52,490	5,904	7,323	60,935	445,932	248,745	42,769	36,587	107,608	389	436,098	9,834	△ 8,749
8	315,129	45,070	5,099	5,554	59,459	430,311	238,590	41,062	34,595	111,033	390	425,670	4,641	△ 4,108
9	319,691	51,422	4,455	4,943	54,982	435,493	235,347	39,946	35,164	114,178	409	425,044	10,449	6,341
10	323,136	41,323	6,447	5,390	46,368	422,664	232,586	38,165	37,365 (3,000)	114,482	0	422,598	66	6,407
11	323,541	22,208	3,337	4,030	44,594	397,710	230,267	36,587	37,902 (5,400)	90,145	0	394,901	2,809	9,216
12	327,559	21,949	4,058	3,387	43,949	400,902	228,127	34,457	40,145 (8,500)	99,133	0	401,862	△ 960	8,256
13	324,817	21,051	2,760	3,441	41,061	393,130	221,520	32,486	50,504 (5,500)	89,460	0	393,970	△ 840	7,416
14	326,402	22,340	3,874	3,534	37,988	394,138	220,639	30,186	53,685 (1,700)	90,996	0	395,506	△ 1,368	6,048
15	323,070	22,398	3,948	3,827	36,781	390,024	217,924	27,487	64,853 (△5,200)	79,971	0	390,235	△ 211	5,837
16	326,822	20,472	2,456	3,292	33,870	386,912	211,930	24,233	67,641 (△5,700)	85,012	24	388,840	△ 1,928	3,909
17	318,910	16,486	3,118	3,825	35,639	377,978	205,475	20,816	67,700 (△5,400)	85,964	0	379,955	△ 1,977	1,932
18(予算)	324,264	29,505	5,235	4,199	37,222	400,425	217,736	19,984	67,994 (△4,800)	95,019	600	401,333	△ 908	1,024

注1 起債及び元金償還金は、借換分を除いたものである。

2 元金償還金は、民間債の満期一括償還制度導入に伴う平準化をした後の額である（カッコ内は内書き）。

(5) 近年における主な出来事

平成2年	8月	利根川水系の異常渇水により最大10%の給水制限	平成14年	2月	東京都水道事業経営問題研究会を設置
平成4年	6月	金町浄水場第一期高度浄水施設完成	平成15年	7月	多摩川水源森林隊設立
平成6年	6月	水道料金改定（16.1%引き上げ）	平成15年	2月	お客さまの水道実績情報提供サービス開始
	7～9月	利根川水系の異常渇水により最大15%の給水制限			他企業との開始・中止の一括受付（ワンストップサービス）開始
平成7年	1～3月	阪神・淡路大震災発生、神戸市支援活動			口座振替日指定サービス開始
	4月	東京都水道歴史館開館		6月	「多摩地区水道経営改善基本計画」の策定
	10月	増圧直結給水方式開始	平成16年	12月	「東京都水道局版 ABC分析」をモデル導入
平成8年	4月	金町浄水場第二期高度浄水施設完成		4月	「東京都水道局環境計画」策定
	8月	インターネットホームページ開設		6月	「安全でおいしい水プロジェクト」開始
	8～9月	利根川水系の異常渇水により最大15%の給水制限		9月	「東京水道経営プラン2004」策定
平成9年	5月	東京都水の科学館開館		11月	ペットボトル「東京水」販売開始
平成10年	9月	水道料金及び下水道料金をコンビニエンスストアで収納開始（区部）	平成17年	1月	朝霞浄水場高度浄水施設完成
		東村山浄水場常用発電設備完成			水道料金改定（口座割引適用後の平均改定率：2.2%引き下げ）
平成11年	11月	東京近代水道100周年記念式典開催			口座振替時の口座割引制度を開始
	3月	三郷浄水場高度浄水施設完成			お客さまセンターを開設し、区部の水道使用に係る受付業務を開始
	9月	水道料金及び下水道料金をコンビニエンスストアで収納開始（多摩地区）		4月	朝霞・三園及び小作浄水場の太陽光発電設備が完成
平成12年	4月	「水道事業経営プラン2000」策定			朝霞浄水場及び三園浄水場でPFI事業の運用開始
		「東京都水道局環境基本理念」及び「環境方針」策定		6月	研修・開発センターを設置
		「東京都水道局版 環境会計」公表		8月	多摩丘陵幹線第一次整備区間が完成・通水
	6月	水道フレッシュ診断開始（14年度まで）	平成18年	10月	「東京・埼玉朝霞連絡管」完成
平成13年	10月	金町浄水場常用発電PFIモデル事業稼動		10月	東京都水道局運営体制諮問委員会を設置
	2月	水道水源林及び東村山浄水場がISO14001の認証を取得		11月	「東京水道長期構想STEPⅡ」策定
	4月	インターネットによる水道の使用開始・中止の受付開始			多摩お客さまセンターを開設し、多摩地区の一部地域を対象に、水道使用にかかる受付業務を開始
	6月	東村山浄水場水力発電施設稼動			
		水道水源林100周年記念式典開催			

2 東京都水道局所管東京都監理団体の概要

(1) 東京水道サービス株式会社

(HPアドレス：<http://www.tssk.jp>)



①本社所在地	東京都新宿区西新宿6-14-1										
②設立年月日	昭和62年2月2日										
③事業の概要	水道に関する豊富な経験と高い技術力、民間の有する柔軟性を最大限に発揮しながら、都の水道事業の技術部門における準コア業務を担い、首都東京にふさわしい水道事業の安定的かつ効率的な運営に寄与する。 <主要事業> 水運用、浄水場・給水所等水道施設の運転管理 水道管路等の維持・管理 水道に関するコンサルティング、技術開発等										
④役員数	6名 取締役5名（うち常勤3名） 監査役1名										
⑤常勤社員数	233名										
⑥資本金	1億円 東京都出資額 5,100万円 東京都出資割合 51%										
⑦経営状況 (平成17年度決算)	<table> <tr> <td>収 益</td><td>5,050百万円</td></tr> <tr> <td>費 用</td><td>4,761百万円</td></tr> <tr> <td>経常利益</td><td>289百万円</td></tr> <tr> <td>当期利益</td><td>169百万円</td></tr> <tr> <td>当期末処分利益</td><td>294百万円</td></tr> </table>	収 益	5,050百万円	費 用	4,761百万円	経常利益	289百万円	当期利益	169百万円	当期末処分利益	294百万円
収 益	5,050百万円										
費 用	4,761百万円										
経常利益	289百万円										
当期利益	169百万円										
当期末処分利益	294百万円										

注 役員数及び常勤社員数は平成18年8月1日現在

(2) 株式会社PUC

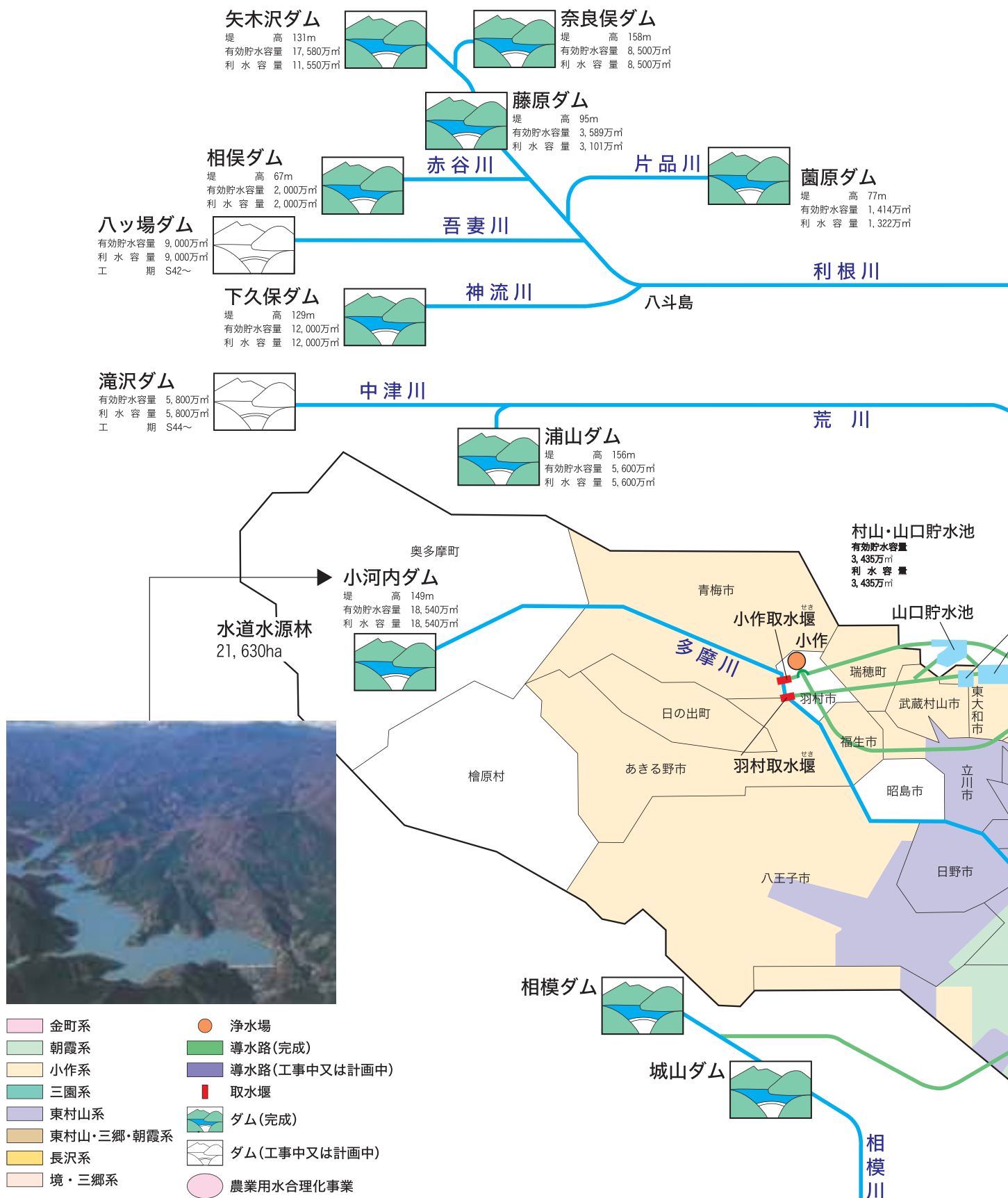
(HPアドレス：<http://www.puc.co.jp>)



①本社所在地	東京都新宿区西新宿6-5-1										
②設立年月日	平成16年4月5日 (財団法人公営事業電子計算センター(昭和41年8月設立)を株式会社化)										
③事業の概要	水道に関する豊富な経験と業務ノウハウ、民間の有する柔軟性を最大限に発揮しながら、都の水道事業の事務部門における準コア業務を担い、首都東京にふさわしい水道事業の安定的かつ効率的な運営に寄与する。 <主要事業> お客さまセンターの運営等総合受付業務 水道料金徴収関連業務における民間事業者の監督指導 水道料金徴収システムの企画、開発、運用等										
④役員数	7名 取締役5名(うち常勤4名) 監査役2名										
⑤常勤社員数	296名										
⑥資本金	1億円 東京都出資額 5,600万円 東京都出資割合 56%										
⑦経営状況 (平成17年度決算)	<table> <tr> <td>収 益</td><td>9,394百万円</td></tr> <tr> <td>費 用</td><td>9,011百万円</td></tr> <tr> <td>経常利益</td><td>383百万円</td></tr> <tr> <td>当期利益</td><td>322百万円</td></tr> <tr> <td>当期末処分利益</td><td>338百万円</td></tr> </table>	収 益	9,394百万円	費 用	9,011百万円	経常利益	383百万円	当期利益	322百万円	当期末処分利益	338百万円
収 益	9,394百万円										
費 用	9,011百万円										
経常利益	383百万円										
当期利益	322百万円										
当期末処分利益	338百万円										

注 役員数及び常勤社員数は平成18年8月1日現在

<東京の水道水源と浄水場別給水区域>



※それぞれの給水する区域は渇水等の事情により変わります。

